

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4406190号
(P4406190)

(45) 発行日 平成22年1月27日(2010.1.27)

(24) 登録日 平成21年11月13日(2009.11.13)

(51) Int.Cl. F I
G O 6 F 21/24 (2006.01) G O 6 F 12/14 5 6 0 A

請求項の数 14 (全 53 頁)

(21) 出願番号	特願2002-186968 (P2002-186968)	(73) 特許権者	500046438 マイクロソフト コーポレーション アメリカ合衆国 ワシントン州 9805 2-6399 レッドモンド ワン マイ クロソフト ウェイ
(22) 出願日	平成14年6月26日(2002.6.26)	(74) 代理人	100077481 弁理士 谷 義一
(65) 公開番号	特開2003-122636 (P2003-122636A)	(74) 代理人	100088915 弁理士 阿部 和夫
(43) 公開日	平成15年4月25日(2003.4.25)	(74) 復代理人	100115624 弁理士 濱中 淳宏
審査請求日	平成17年6月17日(2005.6.17)	(74) 復代理人	100156971 弁理士 稲 綾子
(31) 優先権主張番号	09/892, 298		
(32) 優先日	平成13年6月27日(2001.6.27)		
(33) 優先権主張国	米国 (US)		

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 デジタル権管理 (DRM) システムを有するコンピューティングデバイスのセキュアビデオカード

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピューティングデバイス上で保護されたデジタルコンテンツのレンダリングを可能にするためのデジタル権管理 (DRM) システムを含むコンピューティングデバイスであって、

前記コンテンツは前記コンピューティングデバイスに結合されたモニタ上で表示されるビデオコンテンツを含み、前記コンピューティングデバイスはさらに、

前記コンテンツを受信し、当該受信したコンテンツに基づいて前記モニタに送信されるビデオ信号を生成するビデオカードであって、前記受信したコンテンツを格納するための、前記ビデオカードの外部の任意のエンティティに対して書込み専用となるように構成されたビデオメモリと、前記ビデオカードの外部の任意のエンティティに対して前記ビデオメモリが書込み専用となるように構成されていることを前記DRMシステムに対して認証する認証デバイスとを含む、ビデオカードを備え、

前記ビデオメモリは、前記DRMシステムによってレンダリングできるように、権利保護されたデジタルコンテンツのみに対して書込み専用となるように構成され、

前記認証デバイスは、前記DRMシステムに提示されるトークンであって、前記ビデオカードの製造において、当該ビデオカード内のビデオメモリを前記ビデオカードの外部の任意のエンティティに対して書込み専用となるように構成するという条件が合意された場合に当該認証デバイスに与えられるトークンを含み、

前記DRMシステムは、前記提示されたトークンに基づいて前記ビデオカードを信用す

るかどうかを決定し、信用できる場合は前記ビデオカードの前記ビデオメモリを前記ビデオカードに対して読取り可能にすることを特徴とする、コンピューティングデバイス。

【請求項 2】

前記ビデオカードの外部の任意のエンティティは、前記ビデオメモリに格納された前記受信したコンテンツを読み取ることができないことを特徴とする請求項 1 に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 3】

前記ビデオメモリはビデオ R A Mであることを特徴とする請求項 1 に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 4】

前記コンテンツは、前記コンテンツに対する書込み専用の構成を実装するために前記ビデオカードへの信号を伴うことを特徴とする請求項 1 に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 5】

前記書込み専用の構成は、前記ビデオメモリ内に少なくとも 1 つの書込み専用バッファを作成することによって、前記ビデオメモリ内で実装されることを特徴とする請求項 4 に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 6】

各書込み専用バッファは、1 次サーフェスを介して表示されるためのビットマップされた 2 次ビデオサーフェスであることを特徴とする請求項 5 に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 7】

前記ビデオカードは、各書込み専用バッファを解放すると同時に書込み専用バッファを消去することを特徴とする請求項 5 に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 8】

前記提示されたトークンは証明であり、定期的に更新される証明リストに照らして前記 D R M システムによって再検討され、前記 D R M システムは、当該証明についての再検討に基づいて前記ビデオカードを信用するかどうかを決定し、前記証明リストは、前記ビデオカードの製造業者によって書込み専用でないビデオメモリを備えた前記ビデオカードが製造され、前記合意に反している場合、前記再検討された証明が遵守されていないことを反映するように前記 D R M システムによって更新されることを特徴とする請求項 1 に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 9】

保護されたデジタルコンテンツのレンダリングを可能にするために、デジタル権管理 (D R M) システムを含むコンピューティングデバイスにおいて実行される方法であって、前記コンピューティングデバイスはビデオカードを備え、前記方法は、

前記ビデオカードが、前記コンピューティングデバイスのモニタ上で表示されるビデオコンテンツを含む前記コンテンツを受信するステップと、

前記ビデオカードが、当該ビデオカード内に含まれるビデオメモリであって、外部の任意のエンティティに対して書込み専用となるように構成されたビデオメモリに前記受信したコンテンツを格納するステップと、

前記ビデオカードに含まれる認証デバイスが、当該ビデオメモリが外部の任意のエンティティに対して書込み専用となるように構成されていることを前記 D R M システムに対して認証するステップであって、当該ビデオカード内のビデオメモリを前記ビデオカードの外部の任意のエンティティに対して書込み専用とするように構成するという条件が合意された場合に当該認証デバイスに与えられるトークンを、前記 D R M システムに提示することによって認証するステップと、

前記 D R M システムが、前記提示されたトークンに基づいて、前記ビデオカードを信用するかどうかを決定し、信用できる場合にのみ前記ビデオカードの前記ビデオメモリを前記ビデオカードに対して読取り可能にするステップと、

10

20

30

40

50

前記ビデオメモリが読取り可能にされた場合、前記ビデオカードが、当該ビデオメモリ内に格納された前記コンテンツに基づいてビデオ信号を生成し、生成されたビデオ信号を前記モニタに送信するステップと、

前記コンピューティングデバイスが、前記生成されたビデオ信号に基づいて前記コンテンツを前記モニタにレンダリングするステップと

を含むことを特徴とする方法。

【請求項 10】

前記ビデオメモリは、ビデオRAMであることを特徴とする請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

前記コンテンツは、前記コンテンツに対する書き込み専用構成を実装するための前記ビデオカードへの信号を伴い、

前記方法は、

前記ビデオカードが、前記コンテンツから前記信号を受信して、前記ビデオメモリ内に前記コンテンツを書き込むための少なくとも 1 つの書き込み専用バッファを作成することによって、書き込み専用構成を実装するステップをさらに含むことを特徴とする請求項 9 に記載の方法。

【請求項 12】

前記書き込み専用バッファは、1 次サーフェスを介して表示するためのビットマップされた 2 次ビデオサーフェスであることを特徴とする請求項 11 に記載の方法。

【請求項 13】

前記ビデオカードは、各書き込み専用バッファを解放すると同時に書き込み専用バッファを消去することを特徴とする請求項 11 に記載の方法。

【請求項 14】

前記トークンは証明であり、

前記方法はさらに、

前記 DRM システムが、前記証明と、該 DRM システムに含まれ、かつ定期的に更新される証明リストとに基づいて、前記ビデオカードを信用するかどうかを決定するステップをさらに含み、

前記証明リストは、証明が与えられているビデオカードが書き込み専用でないビデオメモリを備えており、前記合意に反している場合は、当該証明を受け入れ不可とするように、前記 DRM システムによって更新されることを特徴とする請求項 9 に記載の方法。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明はデジタルコンテンツにおける権利を強制するためのアーキテクチャに関する。より詳細には、本発明は、デジタルコンテンツのユーザが取得したライセンス権によって指定されるパラメータに従う場合のみ、暗号化されたデジタルコンテンツへのアクセスを可能にするような強制アーキテクチャに関する。さらに具体的に言えば、本発明は、コンピューティングデバイス内のビデオカードなどの復号化されたデジタルコンテンツを受け取るデバイスを確実に信用できるものにするに関する。

【0002】

【従来の技術】

本発明は、1999 年 4 月 12 日出願の「Enforcement Architecture and Method for Digital Rights Management」という名称の米国特許出願第 09/290363 号、および 1999 年 3 月 27 日出願の「Enforcement Architecture and Method for Digital Rights Management」という名称の米国仮出願第 60/126614 号に関するものであって、各出願全体が参照により本明細書に組み込まれている。

【0003】

10

20

30

40

50

デジタルオーディオ、デジタルビデオ、デジタルテキスト、デジタルデータ、デジタルマルチメディアなどのデジタルコンテンツに関連して、こうしたデジタルコンテンツがユーザに配信される場合には、デジタル権を管理および強制することが非常に望ましい。典型的な配信モードには、磁気（フロッピィ（登録商標））ディスク、磁気テープ、光（コンパクト）ディスク（CD）などの有形デバイス、および電子掲示板、電子ネットワーク、インターネットなどの無形媒体が含まれる。このようなユーザはデジタルコンテンツを受け取ると、パーソナルコンピュータのメディアプレーヤなどの適切なレンダリング（rendering）デバイスを使用して、これをレンダリングまたは「再生」する。

【0004】

典型的には、著者、出版者、放送者などのコンテンツの所有者または権利所有者（以下「コンテンツ所有者」と呼ぶ）は、こうしたデジタルコンテンツを、ライセンス料または何らかの他の報酬と引き換えにユーザまたは受信者に配信することを望む。こうしたコンテンツ所有者は、選べるならば、ユーザがこのような配信されたデジタルコンテンツを使ってできることを制限しようとするであろう。例えば、コンテンツ所有者は、ユーザがこのようなコンテンツをコピーすること、および少なくともコンテンツ所有者が第2のユーザからライセンス料を得られないような方法でユーザがこうした第2のユーザにコンテンツを再配信することを制限しようとするであろう。

【0005】

さらに、コンテンツ所有者は、様々なタイプの使用ライセンスを様々なライセンス料で購入できる柔軟性をユーザに提供すると同時に、実際に購入したライセンスのタイプに応じた条件にユーザを拘束することを望む可能性がある。例えば、コンテンツ所有者は、配信されたデジタルコンテンツの再生を、限定回数のみ、一定の合計時間のみ、一定タイプのマシンでのみ、一定タイプのメディアプレーヤでのみ、一定タイプのユーザによってのみ、などと制限しようすることができる。

【0006】

しかし、いったん配信されてしまうと、こうしたコンテンツ所有者は殆どデジタルコンテンツを管理することができない。こうしたデジタルコンテンツの正確なデジタルコピーを作成すること、こうした正確なデジタルコピーを書き込み可能な磁気ディスクまたは光ディスクにダウンロードすること、あるいはこうした正確なデジタルコピーをインターネットなどのネットワークを介して任意の宛先に送信することなどに必要なソフトウェアおよびハードウェアが、事実上、新しいか、または最近のあらゆるパーソナルコンピュータに含まれているという事実から考えると、これは特に問題である。

【0007】

勿論、ライセンス料が得られた場合の妥当な取引の一部として、コンテンツ所有者は、デジタルコンテンツのユーザがこうしたデジタルコンテンツを再配信しないように約束させる場合もある。ただし、こうした約束は、結ぶことも簡単であるが、破ることも簡単である。コンテンツ所有者は、通常は暗号化および復号を含む、いくつかの知られたセキュリティデバイスのいずれかを使用して、こうした再配信の防止を試みることができる。ただし、決意の甘いユーザが、暗号化されたデジタルコンテンツを復号化し、こうしたデジタルコンテンツを暗号化されていない形式で保存し、同様のものを再配信するのを防ぐのは殆ど不可能である。

【0008】

【発明が解決しようとする課題】

そこで、任意の形式のデジタルコンテンツの制御されたレンダリングまたは再生を可能にする強制アーキテクチャおよび方法を提供すること、並びにこうしたデジタルコンテンツのコンテンツ所有者によるこうした制御が柔軟かつ設定可能であることが求められている。さらに、パーソナルコンピュータなどのコンピューティングデバイス上に制御されたレンダリング環境を提供し、このレンダリング環境には少なくともこうした強制アーキテクチャの一部が含まれることも求められている。こうした制御されたレンダリング環境では、デジタルコンテンツがコンテンツ所有者の制御下でないコンピューティングデバイス上

10

20

30

40

50

でレンダリングされようとした場合であっても、デジタルコンテンツは、コンテンツ所有者が指定した通りにレンダリングされるだけであるようにすることができる。

【0009】

さらに、コンピューティングデバイス上で実行する信用される (t r u s t e d) 構成要素も求められており、信用される構成要素は、こうしたコンピューティングデバイスのユーザが、コンテンツ所有者によって許可されていない方法でこうしたデジタルコンテンツにアクセスしようとする試みに対しても、こうしたコンピューティングデバイス上で1ピースのデジタルコンテンツに関連してコンテンツ所有者の権利を強制する。さらに、コンテンツ泥棒がビデオカード上に常駐する / ビデオカード用とされたコンテンツを盗用するのを防ぐために、コンピューティングデバイスのセキュア (s e c u r e) ビデオカード

10

【0010】

【課題を解決するための手段】

前述のニーズは、デジタル権管理のための強制アーキテクチャおよび方法によって少なくとも一部が満たされ、このアーキテクチャおよび方法によって、インターネット、光ディスクなどの媒体上で使用可能な保護された (セキュア) デジタルコンテンツにおける権利が強制される。コンテンツを使用可能にするために、アーキテクチャには、インターネットなどを介して暗号化形式のデジタルコンテンツにアクセス可能なコンテンツサーバが含まれる。コンテンツサーバは、光ディスクなどにレコーディングするための暗号化されたデジタルコンテンツも供給可能であり、暗号化されたデジタルコンテンツは、光ディスク

20

【0011】

ユーザがコンピューティングデバイス上でデジタルコンテンツをレンダリングしようすると、レンダリングアプリケーションは、こうしたユーザのコンピューティングデバイス上でデジタル権管理 (D i g i t a l R i g h t s M a n a g e m e n t / D R M) システムを起動する。ユーザが初めてデジタルコンテンツをレンダリングしようとした場合、DRMシステムは、要求される方法でそのようなデジタルコンテンツをレンダリング

30

するためのライセンスを取得するようにユーザをライセンスサーバに向けさせる、または、ユーザ側で行為を必要とすることなく、そのようなライセンスサーバからそのようなライセンスを透過的に取得する。ライセンスには、暗号化されたデジタルコンテンツを復号する復号鍵 (K D) と、ライセンスおよび関連条件 (開始日、満了日、再生回数など) が与えられた権利 (再生、コピーなど) の、デジタル方式で読取り可能な形式の記述と、ライセンスの保全性を保証するデジタル署名とが含まれる。

【0012】

ユーザは、こうしたライセンスをライセンスサーバから取得せずに、暗号化されたデジタルコンテンツを復号およびレンダリングすることはできない。取得されたライセンスは、ユーザのコンピューティングデバイスにあるライセンス記憶域に格納される。

40

【0013】

ライセンスサーバは、「信用される」 (すなわちそれ自体が認証可能な) D R M システムに限って、ライセンスを発行することが重要である。DRMシステムには「信用」を実施するために、こうしたDRMシステムに対して復号および暗号化機能を実施する「ブラックボックス」が備えられている。ブラックボックスには、公開鍵 / 秘密鍵のペア、バージョン番号、および固有の署名が含まれており、これらはすべて承認済みの証明機関 (c e r t i f y i n g a u t h o r i t y) によって与えられる。ライセンスサーバは、公開鍵を使用して発行済みライセンスの一部を暗号化することが可能であり、これによって、こうしたライセンスがこうしたブラックボックスに結び付けられる。秘密鍵は、対応す

50

る公開鍵で暗号化された情報を復号するためにブラックボックスのみが使用できるものであり、ユーザやその他の人は使用できない。DRMシステムには、初期時には公開鍵/秘密鍵ペアを備えたブラックボックスが与えられており、ユーザが最初にライセンスを要求すると、ブラックボックスサーバから更新済みのセキュアブラックボックスをダウンロードするように指示される。ブラックボックスサーバは、更新済みのブラックボックスと共に固有の公開鍵/秘密鍵ペアを提供する。こうした更新済みのブラックボックスは、ユーザのコンピューティングデバイス上でのみ実行される固有の実行可能コードで作成されており、定期的に再更新される。

【0014】

ユーザがライセンスを要求すると、クライアントマシンはブラックボックスの公開鍵、バージョン番号、および署名をライセンスサーバに送信し、こうしたライセンスサーバは、バージョン番号が現在のものであり、署名が有効である場合にのみ、ライセンスを発行する。ライセンス要求には、ライセンスが要求されるデジタルコンテンツの識別、および要求されたデジタルコンテンツに関連付けられた復号鍵を識別する鍵(key)IDも含まれている。ライセンスサーバは、ブラックボックス公開鍵を使用して復号鍵を暗号化し、復号鍵を使用してライセンス条件を暗号化したのち、暗号化された復号鍵および暗号化されたライセンス条件を、ライセンス署名と共にユーザのコンピューティングデバイスにダウンロードする。

【0015】

ダウンロードされたライセンスがDRMシステムのライセンス記憶域にいったん格納されると、ユーザは、ライセンスによって与えられライセンス条件に指定された権利に従って、デジタルコンテンツをレンダリングすることができる。デジタルコンテンツをレンダリングするように要求されると、ブラックボックスが復号鍵およびライセンス条件を復号し、DRMシステムのライセンス評価器がこうしたライセンス条件を評価する。ブラックボックスは、ライセンス評価の結果、要求者がこうしたコンテンツを再生してもよいという結論に達した場合に限って、暗号化されたデジタルコンテンツを復号する。復号されたコンテンツは、レンダリングのためにレンダリングアプリケーションに提供される。

【0016】

本発明では、コンピューティングデバイスに、対応するデジタルライセンスに指定された権利に従う場合に限って、コンピューティングデバイス上で権利保護されたデジタルコンテンツのレンダリングが可能なデジタル権管理(DRM)システムが含まれる。コンテンツには、コンピューティングデバイスに結合されたモニタ上で表示されるビデオコンテンツが含まれる。コンピューティングデバイスには、コンテンツを受信し、受信したコンテンツに基づいてモニタに送信されるビデオ信号を生成するためのビデオセクションも含まれる。ビデオセクションには、受信したコンテンツを格納するためのビデオメモリが含まれ、このビデオメモリは、ビデオセクションに関する以外は書込み専用となるように構成される。さらにビデオセクションには、ビデオメモリがビデオセクションに関する以外は書込み専用となるように構成されることをDRMシステムに認証するための認証デバイスも含まれる。

【0017】

したがって、コンピューティングデバイス上の他の構成要素がそのように作成されたデータを読み取れないような方法で、ビデオデータを出力デバイスにレンダリングできるセキュアコンピューティング環境が作成される。ビデオセクションは、こうしたビデオセクションにアクセスするアプリケーションまたはオペレーティングシステム構成要素に関して書込み専用のビデオバッファを提示するか、あるいはビデオセクションが、伝送およびレンダリングされたデータを効果的に隠すために、ローカル処理またはリモートエンティティとの暗号化接続を確立できるようにするかのいずれかによって、セキュア出力をサポートする。

【0018】

データの作者は、ビデオセクションに送信したデータが、ビデオセクションに見せかけた

10

20

30

40

50

不当なソフトウェアではなく、真のビデオセクションに送信されたことを確認しなければならない。こうした確認は、暗号認証によって達成することができる。

【0019】

前述の概要並びに後述の本発明の実施形態の詳細な説明は、添付の図面と共に読むと、より良く理解されよう。図面には、本発明を例示する目的で、現在の好ましい実施形態が示されている。ただし、本発明は、図面に示された精密な配置構成および手段に限定されるものでないことを理解されたい。

【0020】

【発明の実施の形態】

図面を詳細に参照すると、全体を通じて同じ要素を示すのには同じ番号が使用されており、図1には、本発明の一実施形態に従った強制アーキテクチャ10が示されている。全体として、強制アーキテクチャ10は、デジタルコンテンツ12の所有者がライセンス規則を指定できるようにするものであり、この規則を満たした後に、こうしたデジタルコンテンツ12がユーザのコンピューティングデバイス14上でレンダリング可能とならなければならない。こうしたライセンス規則は、ユーザ/ユーザのコンピューティングデバイス14（以下、このような用語は、それ以外の状況が必要でない限り、交換可能である）が、コンテンツ所有者またはそのエージェントから取得しなければならないデジタルライセンス16内で具体化される。デジタルコンテンツ12は暗号化形式で配信され、自由かつ広範囲に配信することができる。デジタルコンテンツ12を復号するための復号鍵（KD）は、ライセンス16と共に含まれることが好ましい。

【0021】

コンピュータ環境

図13および以下の考察は、本発明および/またはその一部が実施可能な好適なコンピューティング環境を簡単に概説することを意図するものである。必須ではないが、本発明は、クライアントワークステーションまたはサーバなどコンピュータによって実行される、プログラムモジュールなどコンピュータ実行可能命令の一般的なコンテキストで説明される。一般に、プログラムモジュールには、特定のタスクを実行するかまたは特定の抽象データ型を実施するルーチン、プログラム、オブジェクト、構成要素、データ構造などが含まれる。さらに、本発明および/またはその一部は、ハンドヘルドデバイス、マルチプロセッサシステム、マイクロプロセッサベースまたはプログラム可能な大衆消費電子製品、ネットワークPC、ミニコンピュータ、メインフレームコンピュータなどを含む他のコンピュータシステム構成でも実施可能であることを理解されたい。本発明は、通信ネットワークを介してリンクされたりリモート処理デバイスによってタスクが実行される分散コンピューティング環境でも実施可能である。分散コンピューティング環境では、プログラムモジュールを、ローカルおよびリモートの両方のメモリストレージデバイスに配置することができる。

【0022】

図13に示されるように、例示的な汎用コンピューティングシステムには、処理ユニット121、システムメモリ122、並びに、システムメモリを含む様々なシステム構成要素を処理ユニット121に結合するシステムバス123を含む従来のパーソナルコンピュータ120などが含まれる。システムバス123は、様々なバスアーキテクチャのいずれかを使用するメモリバスまたはメモリ制御装置、周辺バス、およびローカルバスを含む、いくつかのタイプのバス構造のいずれかであってよい。システムメモリには、読取り専用メモリ（ROM）124およびランダムアクセスメモリ（RAM）125が含まれる。起動時などにパーソナルコンピュータ120内の要素間で情報を転送するのに役立つ基本ルーチンを含む基本入出力システム126（BIOS）がROM124内に格納される。

【0023】

さらにパーソナルコンピュータ120には、ハードディスク（図示せず）からの読取りおよびこれへの書込みのためのハードディスクドライブ127、取外し可能磁気ディスク129からの読取りおよびこれへの書込みのための磁気ディスクドライブ128、並びに、

10

20

30

40

50

CD-ROMまたは他の光学式媒体などの取外し可能光ディスク131からの読取りおよびこれへの書込みのための光ディスクドライブ130が含まれることがある。ハードディスクドライブ127、磁気ディスクドライブ128、および光ディスクドライブ130は、それぞれハードディスクドライブインターフェース132、磁気ディスクドライブインターフェース133、および光ドライブインターフェース134によって、システムバス123に接続される。ドライブおよびそれらに関連付けられたコンピュータ読取り可能媒体は、パーソナルコンピュータ20用のコンピュータ読取り可能命令、データ構造、プログラムモジュール、および他のデータの揮発性記憶域を提供する。

【0024】

本明細書に記載された例示的な環境では、ハードディスク、取外し可能磁気ディスク129、および取外し可能光ディスク131を使用しているが、例示的な動作環境では、コンピュータがアクセス可能なデータを格納できる他のタイプのコンピュータ読取り可能媒体も使用できることを理解されたい。こうした他のタイプの媒体には、磁気カセット、フラッシュメモ리카ード、デジタルビデオディスク、ベルヌーイカートリッジ、ランダムアクセスメモリ(RAM)、読取り専用メモリ(ROM)などが含まれる。

【0025】

いくつかのプログラムモジュールは、オペレーティングシステム135、1つ以上のアプリケーションプログラム136、他のプログラムモジュール137、およびプログラムデータ138を含むハードディスク、磁気ディスク129、光ディスク131、ROM124、またはRAM125に格納することができる。ユーザは、キーボード140およびポインティングデバイス142などの入力デバイスを介して、パーソナルコンピュータ120にコマンドおよび情報を入力することができる。他の入力デバイス(図示せず)には、マイクロフォン、ジョイスティック、ゲームパッド、衛星放送受信アンテナ、スキャナなどが含まれる。これらおよび他の入力デバイスは、システムバスに結合されたシリアルポートインターフェース146を介して処理ユニット121に接続されることが多いが、パラレルポート、ゲームポート、またはUSB(Universal Serial Bus)などの他のインターフェースによって接続することもできる。モニタ147または他のタイプのディスプレイ装置も、ビデオアダプタ148などのインターフェースを介してシステムバス123に接続される。モニタ147に加えて、パーソナルコンピュータには、典型的に、スピーカおよびプリンタなどの他の周辺出力デバイス(図示せず)も含まれる。図13の例示的システムには、ホストアダプタ155、SCSI(Small Computer System Interface)バス156、およびSCSIバス156に接続された外部ストレージデバイス162も含まれる。

【0026】

パーソナルコンピュータ120は、リモートコンピュータ149などの1つ以上のリモートコンピュータへの論理接続を使用するネットワーク環境で動作することが可能である。リモートコンピュータ149は、他のパーソナルコンピュータ、サーバ、ルータ、ネットワークPC、ピアデバイス、または他の共通ネットワークノードであってよく、図13にはメモリストレージデバイス150だけが示されているが、典型的には、パーソナルコンピュータ120に関して上述した多くのまたはすべての要素が含まれる。図13に示された論理接続には、ローカルエリアネットワーク(LAN)151およびワイドエリアネットワーク(WAN)152が含まれる。こうしたネットワーキング環境は、会社や企業規模のコンピュータネットワーク、イントラネット、およびインターネットでは一般的なものである。

【0027】

LANネットワーキング環境で使用する場合、パーソナルコンピュータ120はネットワークインターフェースまたはアダプタ153を介してLAN151に接続される。WANネットワーキング環境で使用する場合、パーソナルコンピュータ120には典型的に、インターネットなどのワイドエリアネットワーク152を介した通信を確立するためのモデム154または他の手段が含まれる。モデム154は内部でも外部でもよく、シリアルポ

10

20

30

40

50

ートインターフェース146を介してシステムバス123に接続される。ネットワーク環境では、パーソナルコンピュータ120に関して示されたプログラムモジュールまたはその一部を、リモートメモリストレージデバイスに格納することができる。図示されたネットワーク接続は例示的なものであり、コンピュータ間の通信リンクを確立する他の手段が使用可能であることを理解されたい。

【0028】

アーキテクチャ

図1を再度参照すると、本発明の一実施形態では、アーキテクチャ10には認証ツール18、コンテンツ鍵データベース20、コンテンツサーバ22、ライセンスサーバ24、およびブラックボックスサーバ26、並びに前述のユーザのコンピューティングデバイス14が含まれる。

10

【0029】

アーキテクチャ 認証ツール18

認証ツール18は、コンテンツ所有者が1ピースのデジタルコンテンツ12を、本発明のアーキテクチャ10に関連して使用するのに適した形式にパッケージングするために使用される。具体的に言えば、コンテンツ所有者は、認証ツール18に、デジタルコンテンツ12、並びにデジタルコンテンツ12がどのようにパッケージングされるかに関する命令および/または規則に付随するデジタルコンテンツ12、命令、および/または規則を提供する。次いで認証ツール18は、暗号/復号鍵に従って暗号化されたデジタルコンテンツ12、並びにデジタルコンテンツ12に付随する命令および/または規則を有するデジタルコンテンツパッケージ12pを生成する。

20

【0030】

本発明の一実施形態では、認証ツール18は、それぞれが、異なる暗号/復号鍵に従って暗号化された同じデジタルコンテンツ12を有するいくつかの異なるデジタルコンテンツ12のパッケージ12pを順次生成するように命令される。同じデジタルコンテンツ12を備えたいくつかの異なるパッケージ12pを有することは、こうしたパッケージ12p/コンテンツ12(以下、それ以外の状況が必要でない限り、単に「デジタルコンテンツ12」とする)の配信を追跡するのに役立てられることを理解されたい。こうした配信追跡は、通常は不要であるが、デジタルコンテンツ12が不法に販売またはブロードキャストされた場合は、調査機関が使用することがある。

30

【0031】

本発明の一実施形態では、デジタルコンテンツ12を暗号化する暗号/復号鍵は対称鍵であり、暗号鍵は復号鍵(KD)でもある。以下でより詳細に説明するように、こうした復号鍵(KD)は、こうしたデジタルコンテンツ12用のライセンス16の一部として、隠された形態で、ユーザのコンピューティングデバイス14に送達される。デジタルコンテンツ12の各ピースにコンテンツIDが提供され(または各パッケージ12pにパッケージIDが提供され)、各復号鍵(KD)が鍵IDを有し、認証ツール18が、デジタルコンテンツ12の各ピース(または各パッケージ12p)に関する復号鍵(KD)、鍵ID、およびコンテンツID(またはパッケージID)を、コンテンツ鍵データベース20に格納されるようにすることが好ましい。さらに、デジタルコンテンツ12に対して発行されるライセンス16のタイプに関するライセンスデータ、およびライセンス16の各タイプに関する条件を、コンテンツ鍵データベース20またはその他のデータベース(図示せず)に格納することもできる。ライセンスデータは、状況および市場条件の要求に応じて、コンテンツ所有者が後で修正可能であることが好ましい。

40

【0032】

使用の際、認証ツール18には、とりわけ、
パッケージングされるデジタルコンテンツ12と、
使用されるウォータマーキングおよび/またはフィンガプリンティング(あれば)のタイプおよびパラメータと、
使用されるデータ圧縮(あれば)のタイプおよびパラメータと、

50

使用される暗号化のタイプおよびパラメータと、
 使用される逐次化 (s e r i a l i z a t i o n) (あ れ ば) のタイプおよびパラメータと、
 デジタルコンテンツ 1 2 に付随する命令および / または規則とを含む情報が供給される。

【 0 0 3 3 】

周知のことながら、ウォーターマークとは隠れたコンピュータ読取り可能信号であり、デジタルコンテンツ 1 2 に識別子として追加される。フィンガプリントとは、インスタンスによって異なるウォーターマークである。当然のことながら、インスタンスとは、固有のデジタルコンテンツ 1 2 のバージョンである。任意のインスタンスのコピーを複数作成することが可能であり、いずれかのコピーが特定インスタンスのものである。デジタルコンテンツ 1 2 の特定インスタンスが不法に販売またはブロードキャストされた場合、調査機関はおそらく、こうしたデジタルコンテンツ 1 2 に加えられたウォーターマーク / フィンガプリントに従って容疑者を識別することができる。

10

【 0 0 3 4 】

データ圧縮は、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、任意の適切な圧縮アルゴリズムに従って実行することができる。例えば、. m p 3 または . w a v 圧縮アルゴリズムを使用することができる。勿論、追加の圧縮が必要でない場合、デジタルコンテンツ 1 2 は既に圧縮状態にある可能性がある。

【 0 0 3 5 】

デジタルコンテンツ 1 2 に付随する命令および / または規則は、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、実際に、任意の適切な命令、規則、または他の情報を含むことができる。以下で論じるように、こうした付随の命令 / 規則 / 情報は、主にユーザおよびユーザのコンピューティングデバイス 1 4 が、デジタルコンテンツ 1 2 をレンダリングするためのライセンス取得に使用される。したがって、こうした付随の命令 / 規則 / 情報には、以下でより詳細に説明するように、適切に形式化されたライセンス獲得スクリプトなどが含まれる。さらに、または別の方法として、こうした付随の命令 / 規則 / 情報は、ユーザにデジタルコンテンツ 1 2 のプレビューを提供するように設計された「プレビュー」情報を含むことができる。

20

【 0 0 3 6 】

次いで認証ツール 1 8 は、供給された情報を使用して、デジタルコンテンツ 1 2 に対応する 1 つ以上のパッケージ 1 2 p を生成する。次いで各パッケージ 1 2 p を、世界に配信するためにコンテンツサーバ 2 2 上に格納することができる。

30

【 0 0 3 7 】

本発明の一実施形態では、またここで図 2 を参照すると、認証ツール 1 8 は、指定および動作可能な入力パラメータを受け取る動的な認証ツール 1 8 である。したがって、こうした認証ツール 1 8 は、デジタルコンテンツ 1 2 の複数のピースに対して、パッケージ 1 2 p の複数のバリエーションを即時に生成することができる。図に示されるように、入力パラメータは辞書 2 8 の形式で具体化されることが好ましく、辞書 2 8 には、

デジタルコンテンツ 1 2 を有する入力ファイル 2 9 a の名前と、

40

実行される符号化のタイプと、

使用される暗号 / 復号鍵 (K D) と、

パッケージ 1 2 p 内でデジタルコンテンツ 1 2 と共にパッケージングされる、付随する命令 / 規則 / 情報 (「ヘッダ情報」) と、

発生する多重化 (m u x i n g) のタイプと、

デジタルコンテンツ 1 2 に基づいたパッケージ 1 2 p が書き込まれる出力ファイル 2 9 b の名前、

などのパラメータが含まれる。

【 0 0 3 8 】

当然のことながら、こうした辞書 2 8 は認証ツール 1 8 のオペレータ (人間またはマシン) によって容易かつ迅速に修正可能であるため、認証ツール 1 8 によって実行される認証

50

のタイプも同様に、動的な方法で容易かつ迅速に修正可能である。本発明の一実施形態では、認証ツール18に、人間のオペレータに対してコンピュータ画面上に表示可能なオペレータインターフェース(図示せず)が含まれる。したがって、こうしたオペレータは、インターフェースを使って辞書28を修正することが可能であり、さらに、辞書28の修正の際に、インターフェースによって適切に支援および/または制限されることが可能である。

【0039】

認証ツール18では、図2に示されるように、ソースフィルタ18aがデジタルコンテンツ12を有する入力ファイル29aの名前を辞書28から受け取り、こうしたデジタルコンテンツ12をこうした入力ファイルから受け取って、このデジタルコンテンツ12をRAMなどのメモリ29c内に配置する。その後、符号化フィルタ18bは、辞書28に指定された符号化のタイプに従って、ファイルを入力形式から出力形式(すなわち、wavからasp、mp3からaspなど)に転送(transform)するために、メモリ29c内のデジタルコンテンツ12の符号化を実行し、符号化されたデジタルコンテンツ12をメモリ29c内に配置する。図に示されるように、パッケージングされるデジタルコンテンツ12(例えば音楽)は、wavまたはmp3形式などの圧縮形式で受け取られ、asp(active streaming protocol)形式などの形式に変換される。勿論、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、他の入力および出力形式も使用できる。

【0040】

その後、暗号化フィルタ18cが、辞書28に指定された暗号/復号鍵(KD)に従って、メモリ29c内の符号化されたデジタルコンテンツ12を暗号化し、暗号化されたデジタルコンテンツ12をメモリ29c内に配置する。次いでヘッダフィルタ18dが、辞書28に指定されたヘッダ情報を、メモリ29c内の暗号化されたデジタルコンテンツ12に追加する。

【0041】

当然のことながら、状況に応じてパッケージ12pは、一時的に位置合わせされたデジタルコンテンツ12の複数のストリーム(1つのストリームが図2に示されている)を含むことが可能であり、こうした複数のストリームはマルチプレックス(すなわち多重化)される。したがって、多重化フィルタ18eは、辞書28に指定された多重化のタイプに従って、メモリ29c内のヘッダ情報および暗号化されたデジタルコンテンツ12に対して多重化を実行し、その結果をメモリ29c内に配置する。その後ファイル書込みフィルタ18fがメモリ29cからその結果を取り出し、こうした結果を辞書28に指定された出力ファイル29bにパッケージ12pとして書き込む。

【0042】

一定の状況では、実行される符号化のタイプが通常は変化しないことに留意されたい。多重化のタイプは典型的には符号化のタイプに基づいているため、多重化のタイプも同様に、通常は変化しない。実際にこのような場合、辞書28は、符号化のタイプおよび/または多重化のタイプに関するパラメータを含む必要はない。代わりに、符号化のタイプが符号化フィルタに「ハードワイヤードする」こと、および/または多重化のタイプが多重化フィルタに「ハードワイヤードする」ことだけが必要である。勿論、状況によって必要であれば、認証ツール18は前述のすべてのフィルタを含まないことも、他のフィルタを含むこともでき、含まれる任意のフィルタは、ハードワイヤードすることも、辞書28に指定されたパラメータに従ってその機能を実行することもでき、これらはすべて、本発明の精神および範囲を逸脱しない。

【0043】

認証ツール18は、適切なコンピュータ、処理装置、または他のコンピューティングマシン上で、適切なソフトウェアによって実施されることが好ましい。こうしたマシンおよびこうしたソフトウェアの構造および動作は、本明細書の開示内容に基づいて明らかとなるはずであるため、本開示では詳細な説明は不要である。

【 0 0 4 4 】

アーキテクチャ コンテンツサーバ 2 2

再度図 1 を参照すると、本発明の一実施形態では、コンテンツサーバ 2 2 が、認証ツール 1 8 によって生成されたパッケージ 1 2 p を配信するか、またはそうでなければこのパッケージ 1 2 p の取出しに使用することができる。こうしたパッケージ 1 2 p は、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、任意の適切な配信チャネルを使用して、コンテンツサーバ 2 2 の要求に応じて配信することが可能である。例えば、こうした配信チャネルはインターネットまたは他のネットワーク、電子掲示板、電子メールなどであってよい。さらに、コンテンツサーバ 2 2 を使用して、パッケージ 1 2 p を磁気または光ディスク、あるいは他のストレージデバイス上にコピーし、その後こうしたストレージデバイスを配布することが可能である。

10

【 0 0 4 5 】

コンテンツサーバ 2 2 は、どんな信用またはセキュリティの問題があろうとも、パッケージ 1 2 p を配信することを理解されよう。以下で論じるように、こうした問題は、ライセンスサーバ 2 4 と共同で、こうしたライセンスサーバ 2 4 とユーザのコンピューティングデバイス 1 4 との間で処理される。本発明の一実施形態では、コンテンツサーバ 2 2 は、デジタルコンテンツ 1 2 を有するパッケージ 1 2 p を、書込み専用バッファを要求している任意の配信受信者 (d i s t r i b u t e e) に自由に公開および配信する。ただし、コンテンツサーバ 2 2 は、こうしたパッケージ 1 2 p を、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、制限された方法で公開および配信することもできる。例えば、コンテンツサーバ 2 2 は、配信に先立って第 1 に所定の配信料の支払いを要求するか、または配信受信者がそれ自体を識別するように要求するか、または配信が配信受信者の識別に基づいて発生するものであるかどうかを実際に決定することができる。

20

【 0 0 4 6 】

さらに、コンテンツサーバ 2 2 を使用して、認証ツール 1 8 がいくつかの異なるパッケージ 1 2 p を生成するのを制御することによって、予想される需要を満たす前に、在庫管理を実行することができる。例えばサーバは、同じデジタルコンテンツ 1 2 に基づいて 1 0 0 個のパッケージ 1 2 p を生成し、それぞれのパッケージ 1 2 p を 1 0 回処理する場合がある。パッケージ 1 2 p の供給が 2 0 個まで減少すると、例えばコンテンツサーバ 2 2 は、その後認証ツール 1 8 に、8 0 個の追加のパッケージ 1 2 p を生成するように再度指示

30

【 0 0 4 7 】

アーキテクチャ 1 0 のコンテンツサーバ 2 2 は、以下でより詳細に説明するように、ライセンス 1 6 を評価し、対応するデジタルコンテンツ 1 2 を復号するための復号鍵 (K D) を取得するプロセスの一部として使用される固有の公開鍵 / 秘密鍵ペア (P U - C S 、 P R - C S) を有することが好ましい。周知のように、公開鍵 / 秘密鍵ペアは対称鍵であるため、鍵ペアの一方の鍵で暗号化されたものは、その鍵ペアの他方の鍵を使用しなければ復号することができない。公開鍵 / 秘密鍵ペア暗号化システムでは、公開鍵は外部に公開しても良いが、秘密鍵はこうした秘密鍵の所有者によって常時秘密に保持されていなければならない。したがって、コンテンツサーバ 2 2 がその秘密鍵 (P R - C S) を使ってデータを暗号化した場合、その暗号化したデータを復号のために公開鍵 (P U - C S) と共に外部に送信することができる。これに対して、こうしたコンテンツサーバ 2 2 だけがこうしたデータを復号できることから、外部デバイスがコンテンツサーバ 2 2 にデータを送信しようとする場合、こうした外部デバイスは、第 1 にコンテンツサーバ 2 2 の公開鍵 (P U - C S) を取得した後、こうした公開鍵でデータを暗号化しなければならない。したがって、その後コンテンツサーバ 2 2 (そしてコンテンツサーバ 2 2 だけ) が、その秘密鍵 (P R - C S) を使用して、こうした暗号化データを復号することができる。

40

【 0 0 4 8 】

認証ツール 1 8 の場合と同様に、コンテンツサーバ 2 2 は、適切なコンピュータ、処理装置、または他のコンピューティングマシン上で、適切なソフトウェアによって実施される

50

。こうしたマシンおよびこうしたソフトウェアの構造および動作は、本明細書の開示内容に基づいて明らかとなるはずであるため、本開示では詳細な説明は不要である。さらに、本発明の一実施形態では、認証ツール18およびコンテンツサーバ22は、それぞれ別の作業スペース内にある単一のコンピュータ、処理装置、または他のコンピューティングマシン上に常駐することができる。さらにコンテンツサーバ22は、前述のように、一定の状況では認証ツール18を含み、および/または認証ツール18の機能を実行することができることを理解されたい。

【0049】

デジタルコンテンツパッケージ12pの構造

ここで図3を参照すると、本発明の一実施形態では、コンテンツサーバ22によって配信される場合、デジタルコンテンツパッケージ12pには、

前述のように、暗号鍵/復号鍵(KD)によって暗号化されたデジタルコンテンツ12(すなわち(KD(CONTENT)))と、

こうしたデジタルコンテンツ12(またはパッケージ12p)のコンテンツID(またはパッケージID)と、

復号鍵(KD)の鍵IDと、

好ましくは暗号化されていない形式のライセンス獲得情報と、

コンテンツサーバ22の秘密鍵(PR-CS)によって署名されたコンテンツサーバ22の公開鍵(PU-CS)を暗号化する鍵KD(すなわち(KD(PU-CS))S(PR-CS))とが含まれる。

【0050】

(KD(PU-CS))S(PR-CS))に関して、こうした項目は、以下で説明するように、デジタルコンテンツ12および/またはパッケージ12pの妥当性検査に関連して使用されることを理解されたい。デジタル署名(下記を参照)による証明とは異なり、鍵(PU-CS)は(KD(PU-CS))を入手する必要がない。その代わりに鍵(PU-CS)は、単に復号鍵(KD)を適用するだけで得られる。このようにして得られると、こうした鍵(PU-CS)を使用して、署名S(PR-CS)の妥当性を検査することができる。

【0051】

また、こうしたパッケージ12pが認証ツール18によって構築される場合、こうした認証ツール18は、おそらく辞書28によって供給されるヘッダ情報として、ライセンス獲得情報および(KD(PU-CS))S(PR-CS))を既に所有していなければならない。さらに、認証ツール18とコンテンツサーバ22は、おそらく(KD(PU-CS))S(PR-CS))を構築するために対話しなければならない。こうした対話には、例えば、

コンテンツサーバ22が認証ツール18に(PU-CS)を送信するステップと、

認証ツール18が(KD(PU-CS))を生成するために(KD)で(PU-CS)を暗号化するステップと、

認証ツール18が、(KD(PU-CS))をコンテンツサーバ22に送信するステップと、

コンテンツサーバ22が、(KD(PU-CS))S(PR-CS))を生成するために、(PR-CS)で(KD(PU-CS))に署名するステップと、

コンテンツサーバ22が、(KD(PU-CS))S(PR-CS))を認証ツール18に送信するステップとが含まれる。

【0052】

アーキテクチャ ライセンスサーバ24

再度図1を参照すると、本発明の一実施形態では、ライセンスサーバ24は、ライセンス16についての要求を1ピースのデジタルコンテンツ12に関連してユーザのコンピューティングデバイス14から受け取る機能と、ユーザのコンピューティングデバイス14が発行されたライセンス16を受け取るだけの信用に値するかどうかを判別する機能と、こう

10

20

30

40

50

したライセンス16を取り決める機能と、こうしたライセンス16を構築する機能と、こうしたライセンス16をユーザのコンピューティングデバイス14に伝送する機能とを実行する。このように伝送されたライセンス16には、デジタルコンテンツ12を復号するための復号鍵(KD)が含まれることが好ましい。こうしたライセンスサーバ24およびこうした機能については、以下でより詳細に説明する。また、以下でより詳細に説明するように、コンテンツサーバ22と同様、アーキテクチャ10のライセンスサーバ24は固有の公開鍵/秘密鍵ペア(PU-LS、PR-LS)を有し、これがライセンス16を評価し、対応するデジタルコンテンツ12を復号するための復号鍵(KD)を取得するプロセスの一部として使用されることが好ましい。

【0053】

認証ツール18およびコンテンツサーバ22の場合と同様に、ライセンスサーバ24は、適切なコンピュータ、処理装置、または他のコンピューティングマシン上で、適切なソフトウェアによって実施される。こうしたマシンおよびこうしたソフトウェアの構造および動作は、本明細書の開示内容に基づいて明らかとなるはずであるため、本開示では詳細な説明は不要である。さらに、本発明の一実施形態では、認証ツール18および/またはコンテンツサーバ22は、それぞれ別の作業スペース内にある単一のコンピュータ、処理装置、または他のコンピューティングマシン上に、ライセンスサーバ24と共に常駐することができる。

【0054】

本発明の一実施形態では、ライセンス16を発行する前に、ライセンスサーバ24とコンテンツサーバ22が仲介契約などを結び、ライセンスサーバ24は、コンテンツサーバ22によって配信されるデジタルコンテンツ12の少なくとも一部に対してライセンスを付与する機関となることを事実上認める。当然のことながら、1つのコンテンツサーバ22は、いくつかのライセンスサーバ24と仲介契約などを結ぶことが可能であり、および/または、1つのライセンスサーバ24は、いくつかのコンテンツサーバ22と仲介契約などを結ぶことが可能であるが、これらはすべて、本発明の精神および範囲を逸脱しないものとする。

【0055】

ライセンスサーバ24は、コンテンツサーバ22によって配信されるデジタルコンテンツ12に関するライセンス16を発行する権限を実際に持っていることを、外部に示すことができることが好ましい。そのためには、ライセンスサーバ24がライセンスサーバ24の公開鍵(PU-LS)をコンテンツサーバ22に送信し、その後コンテンツサーバ22が、コンテンツサーバ22の秘密鍵によって署名されたコンテンツとして、PU-LSを含むデジタル証明(CERT(PU-LS)S(PR-CS))をライセンスサーバ24に送信することが好ましい。当然のことながら、こうした証明のコンテンツ(PU-LS)には、コンテンツサーバ22の公開鍵(PU-CS)を使用しなければアクセスできない。また当然のことながら、一般に、基礎となるデータのデジタル署名はこうしたデータの暗号化形式であり、こうしたデータの質が落とされた(adulterated)か、そうでなければ修正された場合は、復号したときにこうしたデータと一致しなくなる。

【0056】

1ピースのデジタルコンテンツ12に関連したライセンス機関として、およびライセンス機能の一部として、ライセンスサーバ24は、こうしたデジタルコンテンツ12の復号鍵(KD)へのアクセス権を有していなければならない。したがってライセンスサーバ24は、こうしたデジタルコンテンツ12(またはパッケージ12p)に関する復号鍵(KD)、鍵ID、およびコンテンツID(またはパッケージID)を有するコンテンツ鍵データベース20へのアクセス権を有することが好ましい。

【0057】

アーキテクチャ ブラックボックスサーバ26

さらに図1を参照すると、本発明の一実施形態では、ブラックボックスサーバ26が、ユーザのコンピューティングデバイス14で、新しいブラックボックス30をインストール

10

20

30

40

50

する機能および/または更新する機能を実行する。以下でより詳細に説明するように、ブラックボックス30は、ユーザのコンピューティングデバイス14に対して暗号化および復号機能を実行する。さらに以下でより詳細に説明するように、ブラックボックス30は安全にし、攻撃から保護されることを意図したものである。以下でより詳細に説明するように、こうしたセキュリティおよび保護は、少なくとも部分的に、ブラックボックスサーバ26を使用して、ブラックボックス30を必要に応じて新しいバージョンにアップグレードすることによって提供される。

【0058】

認証ツール18、コンテンツサーバ22、およびライセンスサーバ24の場合と同様に、ブラックボックスサーバ26は、適切なコンピュータ、処理装置、または他のコンピューティングマシン上で、適切なソフトウェアによって実施される。こうしたマシンおよびこうしたソフトウェアの構造および動作は、本明細書の開示内容に基づいて明らかとなるはずであるため、本開示では詳細な説明は不要である。さらに、本発明の一実施形態では、ライセンスサーバ24、認証ツール18、および/またはコンテンツサーバ22は、それぞれ別の作業スペース内にある単一のコンピュータ、処理装置、または他のコンピューティングマシン上に、ブラックボックスサーバ26と共に常駐することができる。ただし、セキュリティの目的で、ブラックボックスサーバ26は別のマシン上に置くほうが賢明であろう。

【0059】

アーキテクチャ ユーザのコンピューティングデバイス14
ここで図4を参照すると、本発明の一実施形態では、ユーザのコンピューティングデバイス14は、キーボード、マウス、スクリーン、処理装置、RAM、ROM、ハードドライブ、フロッピィ(登録商標)ドライブ、CDプレーヤ、および/または同様のものを含む要素を有するパーソナルコンピュータなどである。ただし、ユーザのコンピューティングデバイス14は、とりわけ、テレビジョンまたはモニタなどの専用ディスプレイ装置、ステレオまたは他の音楽プレーヤなどの専用オーディオデバイス、専用プリンタなどであってもよいが、これらはすべて本発明の精神および範囲を逸脱しないものとする。

【0060】

1ピースのデジタルコンテンツ12のコンテンツ所有者は、ユーザのコンピューティングデバイス14が、こうしたコンテンツ所有者が指定した規則を守るものであること、すなわち、求められる方法でのレンダリングを許可するライセンス16をユーザが取得しない限り、デジタルコンテンツ12がレンダリングされることはないことを、信用しなければならない。その後ユーザのコンピューティングデバイス14は、こうしたコンピューティングデバイス14が、デジタルコンテンツ12に関連付けられたライセンス16で具体化され、ユーザによって取得されたライセンス規則に従う場合以外は、デジタルコンテンツ12をレンダリングしないものであることをコンテンツ所有者に対して納得させることのできる信用される構成要素またはメカニズム32を提供しなければならないことが好ましい。

【0061】

ここでは、信用されるメカニズム32はデジタル権管理(DRM)システム32であり、このシステムが、ユーザが1ピースのデジタルコンテンツ12をレンダリングするように要求した場合に実行可能であり、ユーザが要求された方法でデジタルコンテンツ12をレンダリングするためのライセンス16を有するかどうかを判定し、必要であればこうしたライセンス16の取得を実行し、ライセンス16に従ってデジタルコンテンツ12を再生する権利をユーザが有するかどうかを判定し、ユーザがこうしたライセンス16に従ってこうした権利を実際に有する場合、レンダリングのためにデジタルコンテンツ12を復号する。ユーザのコンピューティングデバイス14上にあり、アーキテクチャ10に関連したDRMシステム32のコンテンツおよび機能について、以下で説明する。

【0062】

DRMシステム32

10

20

30

40

50

DRMシステム32は、本明細書に開示されたアーキテクチャ10を使用して、(1)コンテンツの獲得、(2)ライセンスの獲得、(3)コンテンツのレンダリング、および(4)ブラックボックス30のインストール/更新、という4つの主な機能を実行する。いずれの機能もいつでも実行できることが好ましいが、機能の中には、デジタルコンテンツ12が獲得されることを既に必要とするものもあることを理解されたい。

【0063】

DRMシステム32 コンテンツの獲得

ユーザおよび/またはユーザのコンピューティングデバイス14によるデジタルコンテンツ12の獲得は、典型的には比較的簡単なことであり、一般に、暗号化されたデジタルコンテンツ12を有するファイルをユーザのコンピューティングデバイス14上に配置することが含まれる。勿論、本明細書に開示されたアーキテクチャ10およびDRMシステム32を使って作業するためには、暗号化されたデジタルコンテンツ12が、以下で説明するようなデジタルパッケージ12pなどの、こうしたアーキテクチャ10およびDRMシステム32に適した形であることが必要である。

10

【0064】

当然のことながら、デジタルコンテンツ12は、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、コンテンツサーバ22から直接的または間接的に、任意の方法で取得することができる。例えば、こうしたデジタルコンテンツ12は、インターネットなどのネットワークからダウンロードするか、取得された光ディスクまたは磁気ディスクなどに配置するか、Eメールメッセージなどの一部として受け取るか、または電子掲示板などからダウンロードすることができる。

20

【0065】

こうしたデジタルコンテンツ12はいったん取得されると、取得されたデジタルコンテンツ12が、コンピューティングデバイス14上で実行中のレンダリングアプリケーション34(以下で説明)およびDRMシステム32によってアクセスされるような方法で格納されることが好ましい。例えば、デジタルコンテンツ12は、ユーザのコンピューティングデバイス14のハードドライブ(図示せず)上、またはコンピューティングデバイス14にアクセス可能なネットワークサーバ(図示せず)上に、ファイルとして配置することができる。デジタルコンテンツ12が光ディスク上または磁気ディスク上などで取得される場合、こうしたディスクがユーザのコンピューティングデバイス14に結合された適切なドライブ(図示せず)内に存在するだけでよい。

30

【0066】

本発明では、直接配信ソースとしてのコンテンツサーバ22から、または間接配信ソースとしての何らかの媒介から、デジタルコンテンツ12を獲得するために何らかの特別なツールが必要であるとは考えていない。すなわち、デジタルコンテンツ12は、任意の他のデータファイルと同様に容易に獲得できることが好ましい。ただし、DRMシステム32および/またはレンダリングアプリケーション34は、ユーザがデジタルコンテンツ12を取得するのを支援するように設計されたインターフェース(図示せず)を含むことができる。例えば、インターフェースは、デジタルコンテンツ12を検索するように特別に設計されたWebブラウザ、デジタルコンテンツ12のソースとして知られる事前定義されたインターネットWebサイトへのリンクなどを含むことができる。

40

【0067】

DRMシステム32 コンテンツのレンダリング、パート1

ここで図5を参照すると、本発明の一実施形態では、暗号化されたデジタルコンテンツ12がユーザに配信され、ユーザによって受け取られて、ユーザによって格納ファイルの形式でコンピューティングデバイス14上に配置されると想定しており、ユーザは、レンダリングコマンドの何らかのバリエーションを実行することによって、デジタルコンテンツ12のレンダリングを試みる(ステップ501)。例えば、こうしたレンダリングコマンドは、デジタルコンテンツ12を「再生」または「開く」ための要求として実施することができる。例えば、ワシントン州RedmondにあるMICROSOFT(登録商標)

50

Corporationによって配布されるオペレーティングシステム「MICROSOFT（登録商標）WINDOWS（登録商標）」などのコンピューティング環境では、こうした「再生」や「開く」などのコマンドは、デジタルコンテンツ12のアイコン表示を単に「クリック」するだけでよい。勿論、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、こうしたレンダリングコマンドの他の実施形態を使用することもできる。一般に、こうしたレンダリングコマンドは、ユーザが、デジタルコンテンツ12を有するファイルを開く、実行するなどの命令を出した場合に必ず実行されるものとみなすことができる。

【0068】

さらに、こうしたレンダリングコマンドは、デジタルコンテンツ12を、印刷形式、表示形式、オーディオ形式などに関する他の形式にコピーするための要求として実施することも可能であることが重要である。当然のことながら、同じデジタルコンテンツ12をある形式でコンピュータ画面上などにレンダリングした後、印刷文書などの他の形式でレンダリングすることができる。本発明では、以下で説明するように、ユーザが実行する権利を有している場合に限り、それぞれのレンダリングタイプが実行される。

【0069】

本発明の一実施形態では、デジタルコンテンツ12は、最後に拡張子が付いたファイル名を有するデジタルファイルの形式であり、コンピューティングデバイス14は、こうした拡張子に基づいて、特定の種類のレンダリングアプリケーション34の開始を決定することができる。例えば、ファイル名の拡張子が、デジタルコンテンツ12がテキストファイルであることを示している場合、レンダリングアプリケーション34は、ワシントン州RedmondにあるMICROSOFT（登録商標）Corporationによって配布される「MICROSOFT（登録商標）WORD（登録商標）」などの何らかのワードプロセッサ形式である。同様に、ファイル名の拡張子が、デジタルコンテンツ12がオーディオ、ビデオ、および/またはマルチメディアファイルであることを示している場合、レンダリングアプリケーション34は、これもワシントン州RedmondにあるMICROSOFT（登録商標）Corporationによって配布される「MICROSOFT（登録商標）MEDIA PLAYER（登録商標）」などの何らかのマルチメディアプレーヤ形式である。

【0070】

勿論、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、レンダリングアプリケーションを判別する他の方法も使用可能である。ただ1つの例として、デジタルコンテンツ12は、暗号化されていない形式のメタデータ（すなわち、前述のヘッダ情報）を含むことが可能であり、このメタデータには、こうしたデジタルコンテンツ12をレンダリングするのに必要なレンダリングアプリケーション34のタイプに関する情報が含まれる。

【0071】

こうしたレンダリングアプリケーション34は、ファイル名に関連付けられたデジタルコンテンツ12を検証し、こうしたデジタルコンテンツ12が権利保護形式で暗号化されているかどうかを判定する（ステップ503、505）。保護されていない場合、デジタルコンテンツ12は特別な作業の必要なくレンダリングできる（ステップ507）。保護されている場合、レンダリングアプリケーション34は、暗号化されたデジタルコンテンツ12から、DRMシステム32がこうしたデジタルコンテンツ12の再生に必要であるかどうかを判定する。したがって、こうしたレンダリングアプリケーション34は、ユーザのコンピューティングデバイス14に対して、DRMシステム32を実行するように命令する（ステップ509）。次いでこうしたレンダリングアプリケーション34は、デジタルコンテンツ12を復号するためにこうしたDRMシステム32を呼び出す（ステップ511）。以下でより詳細に論じるように、DRMシステム32は、ユーザがこうしたデジタルコンテンツ12に関する有効なライセンス16と、有効なライセンス16のライセンス規則に従ってデジタルコンテンツ12を再生する権利とを有する場合に限り、実際にデジタルコンテンツ12を復号する。レンダリングアプリケーション34によって、DRMシステム32がいったん呼び出されると、こうしたDRMシステム32は、少なくとも

10

20

30

40

50

ユーザがこうしたデジタルコンテンツ 12 を再生する権利を有するかどうかを判定する目的で、レンダリングアプリケーション 34 からの制御を想定する (ステップ 513)。

【0072】

DRMシステム 32 構成要素

本発明の一実施形態では、再度図 4 を参照すると、DRMシステム 32 には、ライセンス評価器 36、ブラックボックス 30、ライセンス記憶域 38、および状態記憶域 40 が含まれる。

【0073】

DRMシステム 32 構成要素 ライセンス評価器 36

ライセンス評価器 36 は、とりわけ、要求されたデジタルコンテンツ 12 に対応する 1 つ以上のライセンス 16 を見つけ出し、こうしたライセンス 16 が有効であるかどうかを判定し、こうした有効なライセンス 16 のライセンス規則を再検討し、再検討したライセンス規則に基づいて、求められる方法で要求されたデジタルコンテンツ 12 をレンダリングする権利を要求側ユーザが有しているかどうかを判定する。当然のことながら、ライセンス評価器 36 は、DRMシステム 32 内の信用される構成要素である。本開示では、「信用される」ということは、信用される要素がライセンス 16 の権利記述に従ってデジタルコンテンツ 12 の所有者の希望を実行すること、および不正であろうとなかろうと何らかの目的でこうした信用される要素をユーザが容易に変更できないことを、ライセンスサーバ 24 (または任意の他の信用する (trusting) 要素) に納得させるということ

10

20

【0074】

ライセンス評価器 36 は、こうしたライセンス評価器 36 が実際にライセンス 16 を正しく評価することを保証するため、並びに、こうしたライセンス評価器 36 が、ライセンス 16 の実際の評価を省略する目的でユーザによって質が落とされるかそうでなければ修正されることがないことを保証するために、信用されるものでなければならない。したがって、ライセンス評価器 36 は、ユーザがこうしたライセンス評価器 36 へのアクセスを拒否されるような、保護または包囲された環境で実行される。勿論、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、ライセンス評価器 36 に関連した他の保護手段を使用することも可能である。

【0075】

DRMシステム 32 構成要素 ブラックボックス 30

第一に、また前述のように、ブラックボックス 30 は DRMシステム 32 内で暗号化および復号機能を実行する。具体的に言えば、ブラックボックス 30 は、ライセンス評価器 36 と共に、ライセンス評価機能の一部として一定の情報を復号および暗号化するために動作する。さらに、ライセンス評価器 36 が、ユーザが実際には要求されたデジタルコンテンツ 12 を求められた方法でレンダリングする権利を有していると判定すると、ブラックボックス 30 に、こうしたデジタルコンテンツ 12 に関する復号鍵 (KD) が与えられ、こうした復号鍵 (KD) に基づいてこうしたデジタルコンテンツ 12 を復号する機能を実行する。

30

【0076】

ブラックボックス 30 も、DRMシステム 32 内の信用される構成要素である。具体的に言えば、ライセンスサーバ 24 は、ブラックボックス 30 がライセンス 16 のライセンス規則に従っている場合にのみ復号機能を実行するものであることを信用し、こうしたブラックボックス 30 が、ライセンス 16 の実際の評価を省略する目的でユーザによって質が落とされるかそうでなければ修正された場合には、動作しないものであることを信用しなければならない。したがって、ブラックボックス 30 も、ユーザがこうしたブラックボックス 30 へのアクセスを拒否されるような、保護または包囲された環境で実行される。ここでも、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、ブラックボックス 30 に関連した他の保護手段を使用することが可能である。コンテンツサーバ 22 およびライセンスサーバ 24 と同様に、DRMシステム 32 内のブラックボックス 30 は、以下でより詳細に説

40

50

明するように、ライセンス 16 を評価し、デジタルコンテンツ 12 を復号するための復号鍵 (K D) を取得するプロセスの一部として使用される固有の公開鍵 / 秘密鍵ペア (P U - B B 、 P R - B B) を有する。

【 0 0 7 7 】

D R M システム 3 2 構成要素 ライセンス記憶域 3 8

ライセンス記憶域 3 8 は、対応するデジタルコンテンツ 12 に関して D R M システム 3 2 によって受け取られたライセンス 16 を格納する。以下で説明するように、ライセンス記憶域 3 8 それ自体は単にライセンス 16 を格納するだけであり、ライセンス 16 がそれぞれ既に組み込まれた信用構成要素を有しているため、信用される必要はない。本発明の一実施形態では、ライセンス記憶域 3 8 は単に、ハードディスクドライブやネットワークドライブなどのドライブのサブディレクトリである。ただし、ライセンス記憶域 3 8 は、こうしたライセンス記憶域 3 8 が、D R M システム 3 2 にとって比較的便利な場所にライセンス 16 を格納する機能を実行する限りは、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、任意の他の形式で具体化することができる。

10

【 0 0 7 8 】

D R M システム 3 2 構成要素 状態記憶域 4 0

状態記憶域 4 0 は、現在または以前にライセンス記憶域 3 8 にあったライセンス 16 に対応する状態情報を維持する機能を実行する。こうした状態情報は、D R M システム 3 2 によって作成され、必要に応じて状態記憶域 4 0 に格納される。例えば、特定のライセンス 16 が、対応する 1 ピースのデジタルコンテンツ 12 の所定数のレンダリングのみを実行できる場合、状態記憶域 4 0 は、こうしたライセンス 16 に関連して実際に何回レンダリングが実行されたかについての状態情報を維持する。状態記憶域 4 0 は、普通ならライセンス記憶域 3 8 からライセンス 16 を削除した後、対応する状態情報を状態記憶域 4 0 から削除しようとする際に同じライセンス 16 を取得することが有利なはずであるという状況を避けるために、ライセンス記憶域 3 8 内にもはや存在しないライセンス 16 に関する状態情報を維持し続ける。

20

【 0 0 7 9 】

状態記憶域 4 0 も、格納された情報がユーザにとってより好ましい状態にリセットされないことを保証するために、信用されるものでなければならない。したがって、状態記憶域 4 0 もまた同様に、ユーザがこうした状態記憶域 4 0 へのアクセスを拒否されるような保護または包囲された環境で実行される。ここでも勿論、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、状態記憶域 4 0 に関連した他の保護手段を使用することが可能である。例えば、状態記憶域 4 0 は、D R M システム 3 2 によってコンピューティングデバイス 1 4 上に暗号化形式で格納することができる。

30

【 0 0 8 0 】

D R M システム 3 2 コンテンツのレンダリング、パート 2

図 5 を再度参照し、本発明の一実施形態でのコンテンツのレンダリングについて再度論じると、いったん D R M システム 3 2 が呼び出し側のレンダリングアプリケーション 3 4 からの制御を想定した場合、その後こうした D R M システム 3 2 は、ユーザが要求されたデジタルコンテンツ 12 を求められる方法でレンダリングする権利を有するかどうかを判定するプロセスを開始する。具体的に言えば、D R M システム 3 2 は、ライセンス記憶域内で有効な実行可能化ライセンス (enabling license) 16 を見つけ出す (ステップ 5 1 5 、 5 1 7) か、またはライセンスサーバ 2 4 から有効な実行可能なライセンス 16 を獲得しよう試みる (すなわち、以下で考察し、図 8 に示されるように、ライセンス獲得機能を実行する) 。

40

【 0 0 8 1 】

ここで図 7 を参照すると、第 1 のステップとして、こうした D R M システム 3 2 のライセンス評価器 3 6 は、デジタルコンテンツ 12 に対応する 1 つ以上の受け取られたライセンス 16 の有無について、ライセンス記憶域 3 8 をチェックする (ステップ 6 0 1) 。典型的には、以下で論じるように、ライセンス 16 はデジタルファイル形式であるが、ライセ

50

ンス16は、本発明の精神および範囲を逸脱することがなければ他の形式であってもよいことを理解されよう。典型的には、ユーザはこうしたライセンス16なしにデジタルコンテンツ12を受け取るが、デジタルコンテンツ12は、本発明の精神および範囲を逸脱することがなければ、対応するライセンス16と共に受け取ることができることも同様に理解されよう。

【0082】

図3に関連して上記で論じたように、デジタルコンテンツ12の各ピースは、こうしたデジタルコンテンツ12（またはパッケージ12p）を識別するコンテンツID（またはパッケージID）、および暗号化されたデジタルコンテンツ12を復号する復号鍵（KD）を識別する鍵IDと共に、パッケージ12p内にある。コンテンツID（またはパッケージID）および鍵IDは、暗号化されていない形式であることが好ましい。したがって、具体的に言えば、デジタルコンテンツ12のコンテンツIDに基づいて、ライセンス評価器36は、ライセンス記憶域38内で、こうしたコンテンツIDへの適用性の識別を含むいずれかのライセンス16を探す。特に、デジタルコンテンツ12の所有者がこうしたデジタルコンテンツ12に対していくつかの異なる種類のライセンス16を指定した場合、およびユーザがこうしたライセンス16のうち複数を取得した場合、複数のこうしたライセンス16を見つけられることに留意されたい。実際に、ライセンス評価器36がライセンス記憶域38内で要求されたデジタルコンテンツ12に対応するいずれかのライセンス16を見つけられない場合、その後DRMシステム32は、以下に記述するように、ライセンス獲得機能を実行することができる（図5のステップ519）。

【0083】

ここで、DRMシステム32が1ピースのデジタルコンテンツ12をレンダリングするように要求されており、それに対応する1つ以上のライセンス16がライセンス記憶域38に存在すると想定する。本発明の一実施形態では、その後続いて、DRMシステム32のライセンス評価器36が、こうしたライセンス16それぞれについて、こうしたライセンス16それ自体が有効であるかどうかを判定する（図7のステップ603および605）。具体的に言えば、それぞれのライセンス16には、ライセンス16のコンテンツ28に基づいたデジタル署名26が含まれることが好ましい。当然のことながら、コンテンツ28の質が落とされるかそうでなければ修正された場合、デジタル署名26はライセンス16と一致しない。したがって、ライセンス評価器36は、デジタル署名26に基づいて、コンテンツ28がライセンスサーバ24から受け取られた形式である（すなわち有効である）かどうかを判定することができる。ライセンス記憶域38内に有効なライセンス16が見つからない場合、その後DRMシステム32はこうした有効なライセンス16を取得するために、以下に述べるライセンス獲得機能を実行することができる。

【0084】

それぞれの有効なライセンス16について、1つ以上の有効なライセンス16が見つかる想定すると、DRMシステム32のライセンス評価器36は、次に、こうした有効なライセンス16がユーザに対して、所望の方法で対応するデジタルコンテンツ12をレンダリングする権利を与える（すなわち実行可能化する）かどうかを判定する（ステップ607および609）。具体的に言えば、ライセンス評価器36は、それぞれのライセンス16の権利記述に基づいて、およびユーザがデジタルコンテンツ12で何をしようとしているかに基づいて、要求側のユーザが要求されたデジタルコンテンツ12を再生する権利を有するかどうかを判定する。例えば、こうした権利記述は、ユーザがデジタルコンテンツ12を音声にレンダリングできるが、復号されたデジタルコピーにはレンダリングできないようにするものである。

【0085】

当然のことながら、それぞれのライセンス16の権利記述は、ユーザが誰であるか、ユーザがどこにいるか、ユーザがどのタイプのコンピューティングデバイス14を使用しているか、どのレンダリングアプリケーション34がDRMシステム32を呼び出しているか、日付、時刻などを含むいくつかの要因のいずれかに基づいて、ユーザがデジタルコンテ

10

20

30

40

50

ンツ12を再生する権利を有するかどうかを指定する。さらに、権利記述はライセンス16を所定の再生回数、または所定の再生回数時間などに限定することができる。このような場合、DRMシステム32は、ライセンス16に関する任意の状態情報(すなわち、デジタルコンテンツ12が何回レンダリングされたか、デジタルコンテンツ12がレンダリングされた合計時間など)を参照しなければならない。こうした状態情報は、ユーザのコンピューティングデバイス14上にあるDRMシステム32の状態記憶域40に格納される。

【0086】

したがって、DRMシステム32のライセンス評価器36は、こうした有効なライセンス16が求められる権利をユーザに与えるかどうかを判定するために、それぞれの有効なライセンス16の権利記述を再検討する。これを実行する場合、ライセンス評価器36はユーザが求められる権利を有するかどうかの判定を実行するために、ユーザのコンピューティングデバイス14に対してローカルな他のデータを参照しなければならない。図4に見られるように、こうしたデータは、ユーザのコンピューティングデバイス(マシン)14の識別(identification)42およびその特定の態様、ユーザの識別44およびその特定の態様、レンダリングアプリケーション34の識別およびその特定の態様、システムクロック46などを含むことが可能である。デジタルコンテンツ12を求められる方法でレンダリングする権利をユーザに提供する有効なライセンス16が見つからない場合、その後DRMシステム32は、こうしたライセンス16が実際に取得可能であれば、こうしたライセンス16を取得するために、以下で説明するライセンス獲得機能を実行することができる。

【0087】

勿論、いくつかのインスタンスでは、こうしたデジタルコンテンツ12のコンテンツ所有者が、事実上こうした権利を認めないように指示しているため、ユーザは要求された方法でデジタルコンテンツ12をレンダリングする権利を取得することができない。例えば、こうしたデジタルコンテンツ12のコンテンツ所有者は、ユーザがテキスト文書を印刷できるようにするか、またはマルチメディア表示を暗号化されていない形式にコピーできるようにするためのライセンス16を付与しないように指示することができる。本発明の一実施形態では、デジタルコンテンツ12には、ライセンス16を購入すると何の権利が使用できるのか、および使用可能なライセンス16のタイプについてのデータが含まれる。ただし、1ピースのデジタルコンテンツ12のコンテンツ所有者は、こうしたデジタルコンテンツ12に使用可能なライセンス16を変更することによって、こうしたデジタルコンテンツ12に対して現在使用可能な権利を、いつでも変更可能であることを理解されよう。

【0088】

DRMシステム32 ライセンスの獲得

ここで図8を参照すると、実際にライセンス評価器36がライセンス記憶域38内に要求されるデジタルコンテンツ12に対応する有効な実行可能化ライセンス16を見つけなければ、その後DRMシステム32はライセンスの獲得機能を実行することができる。図3に示されるように、デジタルコンテンツ12の各ピースには、こうしたデジタルコンテンツ12をレンダリングするためにライセンス16を取得する方法に関して(すなわちライセンス獲得情報)、暗号化されていない形式で情報がパッケージングされる。

【0089】

本発明の一実施形態では、こうしたライセンス獲得情報が、(とりわけ)使用可能なライセンス16のタイプと、1つ以上の適切なライセンスサーバ24にアクセス可能な1つ以上のインターネットWebサイトまたは他のサイト情報とを含むことが可能であり、こうしたライセンスサーバ24のそれぞれが、実際にデジタルコンテンツ12に対応するライセンス16を発行することができる。勿論、ライセンス16は、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、他の方法で取得することができる。例えば、ライセンス16は、電子掲示板でライセンスサーバ24から取得することが可能であり、これはあるいは自分で

10

20

30

40

50

センス料が比較的高い場合、期限内に何回でもレンダリングできるライセンス16が使用可能である。さらにライセンス料が高い場合、無期限に何回でもレンダリングできるライセンス16が使用可能である。実際にライセンスサーバ24は、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、任意の種類のリセンス条件を有する任意のタイプのライセンス16を考案および発行することができる。

【0094】

本発明の一実施形態では、ライセンス16の要求は、Webページなどを用いて、ライセンスサーバ24からユーザのコンピューティングデバイス14に伝送されたときに達成される。こうしたWebページには、ライセンス16要求の基礎であるデジタルコンテンツ12について、ライセンスサーバ24から使用可能なすべてのタイプのライセンス16に関する情報が含まれる。

10

【0095】

本発明の一実施形態では、ライセンス16を発行する前に、ライセンスサーバ24がブラックボックス30のバージョン番号をチェックして、こうしたブラックボックス30が比較的新しいかどうかを判定する(ステップ709、711)。当然のことながら、ブラックボックス30は、不正な目的を持った(すなわち、ライセンス16なしにデジタルコンテンツ12を不正にレンダリングするか、または対応するライセンス16の条件から外れた)ユーザの攻撃から守られ、保護されることを意図するものである。ただし、実際にはこうした攻撃から完全に守られたシステムおよびソフトウェアデバイスは存在しないことを理解されよう。

20

【0096】

当然のことながら、ブラックボックス30が比較的新しい、すなわち比較的最近取得または更新されたものである場合、こうしたブラックボックス30は、こうした不正ユーザからの攻撃をまともに受けてしまう可能性は少ない。信用の問題として、ライセンスサーバ24がブラックボックス30の比較的新しくないバージョン番号を含む要求情報36を伴うライセンス要求を受け取ると、こうしたライセンスサーバ24は、以下で説明するように、対応するブラックボックス30が最新のバージョンにアップグレードされるまで、要求されたライセンス16の発行を拒否することが好ましい。簡単に言えば、ライセンスサーバ24は、こうしたブラックボックス30が比較的新しくない限りは、こうしたブラックボックス30を信用しないということである。

30

【0097】

本発明のブラックボックス30のコンテキストでは、「最新の」または「比較的新しい」という用語は、年数または用途に基づいてブラックボックス30に信用を与える機能に適合する、本発明の精神および範囲を逸脱することのない任意の適切な意味を持つことが可能である。例えば、「最新の」は年数に応じて(すなわち1カ月未満)定義することができる。これに代わる例として、「最新の」は、ブラックボックス30がデジタルコンテンツ12を復号した回数に基づいて(すなわち復号インスタンスが200回未満)定義することができる。さらに「最新の」は、各ライセンスサーバ24が設定した方針に基づくものとするのが可能であり、1つのライセンスサーバ24の「最新の」の定義が他のライセンスサーバ24の定義と異なってもよく、さらにライセンスサーバ24は、ライセンス16が要求されたデジタルコンテンツ12に応じて、あるいはとりわけ要求されたライセンス16のタイプに応じて、「最新の」を様々な定義することもできる。

40

【0098】

ライセンスサーバ24が、ブラックボックス30のバージョン番号またはこうしたブラックボックス30が最新のであることを示す他の印に納得したと想定すると、次いでライセンスサーバ24は、そのライセンス16の条件について、ユーザと交渉することになる(ステップ713)。あるいはライセンスサーバ24は、ライセンス16についてユーザと交渉した後、ブラックボックス30のバージョン番号から、こうしたブラックボックスが最新であることを納得する(すなわち、ステップ713を実行した後、ステップ711を実行する)。勿論、交渉量は発行されるライセンス16のタイプおよび他の要素に

50

じて異なる。例えば、ライセンスサーバ24が単に支払済みの使用無制限のライセンス16を発行している場合、交渉の必要は殆どない。これに対して、ライセンス16が、変動料金、スライド料金、ブレイクポイント(break points)、およびその他詳細などの項目に基づくものである場合、こうした項目および詳細について、ライセンスサーバ24とユーザとの間でライセンス16を発行する前に解決しておく必要がある。

【0099】

当然のことながら、状況に応じてライセンス交渉には、ユーザがそれ以上の情報をライセンスサーバ24に提供する必要が生じる場合もある(例えば、ユーザ、ユーザのコンピューティングデバイス14などに関する情報)。さらにライセンス交渉には、ユーザおよびライセンスサーバ24が、とりわけ、相互に受け入れ可能な支払い手段(掛売り勘定、借方勘定、郵送小切手など)および/または支払い方法(即時支払い済み、一定期間に渡るなど)を決定する必要が生じる場合もある。

10

【0100】

ライセンス16のすべての条件について交渉し、ライセンスサーバ24とユーザの両者によって合意される(ステップ715)と、ライセンスサーバ24によってデジタルライセンス16が生成されるが(ステップ719)、こうした生成されるライセンス16は、少なくとも一部が、コンテンツ鍵データベース20から取得される要求の基礎であるデジタルコンテンツ12のライセンス要求、ブラックボックス30公開鍵(PU-BB)、および復号鍵(KD)に基づくものである。本発明の一実施形態では、図9に示されるように、生成されるライセンス16には、

20

ライセンス16が適用されるデジタルコンテンツ12のコンテンツIDと、おそらく復号鍵(KD)によって暗号化されたデジタル権ライセンス(DRL)48(すなわち、ライセンス評価器36が調べることのできる所定の形式で書かれたライセンス16の権利記述または実際の条件)(すなわちKD(DRL))と、ライセンス要求で受け取られるときに、ブラックボックス30公開鍵(PU-BB)で暗号化されたデジタルコンテンツ12の復号鍵(KD)(すなわち(PU-BB(KD)))と、

(KD(DRL))および(PU-BB(KD))に基づき、ライセンスサーバ24秘密鍵で暗号化された、ライセンスサーバ24からのデジタル署名(添付証明なし)(すなわち(S(PR-LS)))と、

30

ライセンスサーバ24が以前にコンテンツサーバ22から取得した、ライセンスサーバ24がライセンス16を発行する権限をコンテンツサーバ22から得ていることを示す証明(すなわち、(CERT(PU-LS)S(PR-CS)))とが含まれる。

【0101】

当然のことながら、前述の要素およびおそらく他の要素は、デジタルファイルまたは何らかの他の適切な形式にパッケージングされる。さらに当然のことながら、DRL48またはライセンス16の(PU-BB(KD))の質が落とされるかそうでなければ修正された場合、ライセンス16のデジタル署名(S(PR-LS))は一致しなくなり、こうしたライセンス16の有効性が証明されなくなる。そのため、DRL48は暗号化形式(すなわち、前述の(KD(DRL)))である必要はないが、こうした暗号化形式は場合によっては望ましいものであるため、本発明の精神および範囲を逸脱することなく使用することができる。

40

【0102】

デジタルライセンス16がいったん作成されると、次にこうしたライセンス16は要求者(すなわちユーザのコンピューティングデバイス14にあるDRMシステム32)に対して発行される(図8のステップ719)。ライセンス16は、要求が実行されたのと同じ経路(すなわちインターネットまたは他のネットワーク)を介して伝送されることが好ましいが、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、他の経路を使用することができる。要求側DRMシステム32は、受け取ると同時に、受け取ったデジタルライセンス16を自動的にライセンス記憶域38に配置することが好ましい(ステップ721)。

50

【 0 1 0 3 】

ユーザのコンピューティングデバイス 1 4 は、時に誤動作を起こす場合があり、こうしたユーザのコンピューティングデバイス 1 4 上にある D R M システム 3 2 のライセンス記憶域 3 8 に格納されたライセンス 1 6 は、回復不可能なほどに失われることがあることを理解されよう。したがって、ライセンスサーバ 2 4 は発行されたライセンス 1 6 のデータベース 5 0 を維持し(図 1)、こうしたライセンスサーバ 2 4 は、発行されたライセンス 1 6 のコピーまたは再発行(以下「再発行」という)をユーザに提供することが好ましいが、これはユーザが実際にこうした再発行を行う資格を与えられている場合である。前述のようにライセンス 1 6 が回復不可能なほどに失われた場合、状態記憶域 4 0 に格納されたこうしたライセンス 1 6 に対応する状態情報も失われる可能性がある。こうして失われた状態情報は、ライセンス 1 6 を再発行する際に考慮に入れなければならない。例えば、固定数のレンダリングライセンス 1 6 は、比較的短い期間の後には、比例配分形式で正当に再発行されるが、比較的長い期間の後には再発行されない場合がある。

10

【 0 1 0 4 】

D R M システム 3 2 ブラックボックス 3 0 のインストール/アップグレード前述のように、ライセンス 1 6 の獲得機能の一部として、ユーザのコンピューティングデバイス 1 4 が、比較的新しくない、すなわち比較的古いバージョン番号のブラックボックス 3 0 を備えた D R M システム 3 2 を有する場合、ライセンスサーバ 2 4 は、ユーザからのライセンス 1 6 の要求を拒否することができる。このような場合、こうした D R M システム 3 2 のブラックボックス 3 0 をアップグレードした後、ライセンス獲得機能を続行できることが好ましい。勿論、ブラックボックス 3 0 は、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、その他のときにアップグレードしてもよい。

20

【 0 1 0 5 】

ユーザのコンピューティングデバイス 1 4 上に D R M システム 3 2 をインストールするプロセスの一部として、固有でない「ライト(L i t e)」バージョンのブラックボックス 3 0 が提供されることが好ましい。その後こうした「ライト」ブラックボックス 3 0 は、1 ピースのデジタルコンテンツ 1 2 をレンダリングする前に、固有の正規バージョンにアップグレードされる。当然のことながら、各 D R M システム 3 2 の各ブラックボックス 3 0 が固有であれば、1 つのブラックボックスに進入したセキュリティ侵害が、他のいずれかのブラックボックス 3 0 で簡単に再現されてしまうことはない。

30

【 0 1 0 6 】

ここで図 1 0 を参照すると、D R M システム 3 2 は、(前述および図 1 に示されるように)ブラックボックスサーバ 2 6 から要求するなどによって、固有のブラックボックス 3 0 を取得する(ステップ 9 0 1)。典型的には、こうした要求はインターネットを使用して実行されるが、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、他のアクセス手段を使用することもできる。例えば、ブラックボックスサーバ 2 6 への接続は、ローカルまたはリモートいずれかの直接接続であってよい。1 つの固有のライトでないブラックボックス 3 0 から、他の固有のライトでないブラックボックス 3 0 へのアップグレードは、D R M システム 3 2 によっていつでも、例えばライセンスサーバ 2 4 が、前述のようにブラックボックス 3 0 が最新でないと考えたときなどに要求することが可能である。

40

【 0 1 0 7 】

その後、ブラックボックスサーバ 2 6 は、新しい固有のブラックボックス 3 0 を生成する(ステップ 9 0 3)。図 3 に示されるように、それぞれの新しいブラックボックス 3 0 に、バージョン番号と、証明機関からのデジタル署名が付いた証明とが与えられる。ライセンス獲得機能に関連して前述したように、ブラックボックス 3 0 のバージョン番号は、その相対的な年数および/または用途を示すものである。さらにライセンス獲得機能に関連して前述したように、証明機関からのデジタル署名が付いた証明は、ライセンスサーバ 2 4 がブラックボックス 3 0 を信用しているということの証明機関からの提供または証明メカニズムである。勿論、ライセンスサーバ 2 4 は、実際に信用する価値のあるブラックボックス 3 0 に関するこうした証明の発行について、証明機関を信用しなければならない。

50

実際には、ライセンスサーバ24は特定の証明機関を信用するのではなく、こうした証明機関によって発行された証明の受け取りを拒む場合もある。例えば、特定の証明機関が、不正な証明の発行に携わっていることがわかった場合、信用することはできない。

【0108】

前述のように、ブラックボックスサーバ26には、新しく生成された固有のブラックボックス30と共に、新しい固有の公開鍵/秘密鍵ペア(PU-BB、PR-BB)が含まれることが好ましい(図10のステップ903)。ブラックボックス30の秘密鍵(PR-BB)はこうしたブラックボックス30のみアクセス可能であり、こうしたブラックボックス30を備えたDRMシステム32を有するコンピューティングデバイス14およびそのユーザを含む、それ以外の世界に対しては隠されていてアクセスすることができないことが好ましい。

10

【0109】

殆どの隠し方式は、こうした隠し方式が実際に外部から秘密鍵(PR-BB)を隠す機能を実行する限りは、本発明の精神および範囲を逸脱することなく使用することができる。1つだけ例を挙げると、秘密鍵(PR-BB)をいくつかの2次構成要素に分割することが可能であり、それぞれの2次構成要素を固有に暗号化し、異なる場所に格納することができる。こうした状況では、こうした2次構成要素のすべてが組み合わせられて、秘密鍵(PR-BB)全体を作成することは決してないことが好ましい。

【0110】

本発明の一実施形態では、こうした秘密鍵(PR-BB)は、符号ベースの暗号化技法に従って暗号化される。具体的に言えば、こうした実施形態では、ブラックボックス30の実際のソフトウェア符号(または他のソフトウェア符号)が暗号鍵として使用される。したがって、ブラックボックス30の符号(または他のソフトウェア符号)の質が落とされるかそうでなければ修正された場合、例えばユーザが不正な目的でこうした秘密鍵(PR-BB)を復号することはできない。

20

【0111】

それぞれの新しいブラックボックス30は新しい公開鍵/秘密鍵ペア(PU-BB、PR-BB)と共に送達されるが、こうした新しいブラックボックス30には、ユーザのコンピューティングデバイス14上にあるDRMシステム32に以前に送達された古いブラックボックス30からの古い公開鍵/秘密鍵ペアへのアクセスも与えられることが好ましい(ステップ905)。したがって、以下でより詳細に論じるように、アップグレードされたブラックボックス30は、こうした古い鍵ペアに従って生成された古いデジタルコンテンツ12および古い対応するライセンス16にアクセスする際に、依然として古い鍵ペアを使用することができる。

30

【0112】

ブラックボックスサーバ26によって送達されるアップグレードされたブラックボックス30は、ユーザのコンピューティングデバイス14と緊密に結合または関連付けられていることが好ましい。したがって、アップグレードされたブラックボックス30は、不正な目的のために複数のコンピューティングデバイス14間で転送されるように動作可能ではない。本発明の一実施形態では、ブラックボックス30の要求(ステップ901)の一部として、DRMシステム32が、こうしたDRMシステム32に固有であり、および/またはユーザのコンピューティングデバイス14に固有であるハードウェア情報を、ブラックボックスサーバ26に提供し、ブラックボックスサーバ26は、こうして提供されたハードウェア情報の一部に基づいて、DRMシステム32用のブラックボックス30を生成する。こうして生成された、アップグレードされたブラックボックス30は、その後ユーザのコンピューティングデバイス14上にあるDRMシステム32に送達され、インストールされる(ステップ907、909)。その後アップグレードされたブラックボックス30が何らかの方法で他のコンピューティングデバイス14に転送されると、転送されたブラックボックス30は、こうした他のコンピューティングデバイス14向けでないために、こうした他のコンピューティングデバイス14上で要求されたどんなレンダリングも

40

50

実行できないことがわかる。

【0113】

新しいブラックボックス30がDRMシステム32にインストールされると、こうしたDRMシステム32は、ライセンス獲得機能または任意の他の機能を実行することができる。

【0114】

DRMシステム32 コンテンツのレンダリング、パート3

ここで図6を参照し、ライセンス評価器36が少なくとも1つの有効なライセンス16を見つけ出し、こうした有効なライセンス16のうち少なくとも1つが、求められる方法で対応するデジタルコンテンツ12をレンダリングするのに必要な権利をユーザに提供する（すなわち実行可能にする）と想定すると、その後、ライセンス評価器36はこうしたライセンス16のうち1つを将来使用するために選択する（ステップ519）。具体的に言えば、要求されたデジタルコンテンツ12をレンダリングするために、ライセンス評価器36とブラックボックス30が共同でこうしたライセンス16から復号鍵（KD）を取得し、ブラックボックス30が、デジタルコンテンツ12を復号するためにこうした復号鍵（KD）を使用する。本発明の一実施形態では、前述のように、ライセンス16から取得された復号鍵（KD）がブラックボックス30公開鍵で暗号化され（PU-BB（KD））、ブラックボックス30が、復号鍵（KD）を生成するために、こうした暗号化された復号鍵をその秘密鍵（PR-BB）で復号する（ステップ521、523）。ただし、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、デジタルコンテンツ12の復号鍵（KD）を取得する他の方法が使用可能である。

【0115】

いったんブラックボックス30が、デジタルコンテンツ12をレンダリングするために、デジタルコンテンツ12の復号鍵（KD）とライセンス評価器36からの許可を得ると、制御をレンダリングアプリケーション34に返すことができる（ステップ525、527）。本発明の一実施形態では、その後、レンダリングアプリケーション34がDRMシステム32/ブラックボックス30を呼び出し、暗号化されたデジタルコンテンツ12の少なくとも一部を、復号鍵（KD）に従って復号するためにブラックボックス30に向けて送る（ステップ529）。ブラックボックス30は、デジタルコンテンツ12の復号鍵（KD）に基づいてデジタルコンテンツ12を復号し、その後、ブラックボックス30は、実際のレンダリングのために、復号されたデジタルコンテンツ12をレンダリングアプリケーション34に返す（ステップ533、535）。レンダリングアプリケーション34は、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、暗号化されたデジタルコンテンツ12の一部またはデジタルコンテンツ12全体のいずれかを、こうしたデジタルコンテンツ12の復号鍵（KD）に基づいて復号するために、ブラックボックス30に送信することができる。

【0116】

レンダリングアプリケーション34が復号のためにデジタルコンテンツ12をブラックボックス30に送信するときに、ブラックボックス30および/またはDRMシステム32は、最初にDRMシステム32に実行を要求したものと実際に同じレンダリングアプリケーション34であることを確実にするために、こうしたレンダリングアプリケーション34を認証することが好ましい（ステップ531）。そうでない場合は、レンダリング要求を1タイプのレンダリングアプリケーション34に基づくものとし、実際には、別のタイプのレンダリングアプリケーション34を使ってレンダリングすることによって、レンダリングの承認が不正に取得された可能性がある。認証が無事に実行され、ブラックボックス30によってデジタルコンテンツ12が復号されたと想定すると、その後レンダリングアプリケーション34は、復号されたデジタルコンテンツ12をレンダリングすることができる（ステップ533、535）。

【0117】

鍵トランザクションのシーケンス

ここで図 11 を参照すると、本発明の一実施形態では、復号鍵 (KD) を取得し、デジタルコンテンツ 12 の要求されたピースのライセンス 16 を評価するために (すなわち、図 5 ~ 図 6 のステップ 515 ~ 523 を実行するために)、鍵トランザクションのシーケンスが実行される。主として、こうしたシーケンスでは、DRM システム 32 がライセンス 16 から復号鍵 (KD) を取得し、ライセンス 16 およびデジタルコンテンツ 12 から取得された情報を使用して双方の妥当性を認証または確認し、その後、実際にライセンス 16 が求められる方法でデジタルコンテンツ 12 をレンダリングするための権利を提供しているかどうかを判定する。提供している場合は、デジタルコンテンツ 12 がレンダリング可能である。

【0118】

図 9 に示されるように、デジタルコンテンツ 12 に関するそれぞれのライセンス 16 が、ライセンス 16 が適用されるデジタルコンテンツ 12 のコンテンツ ID と、おそらく復号鍵 (KD) で暗号化されたデジタル権ライセンス (DRL) 48 (すなわち KD (DRL)) と、

ブラックボックス 30 公開鍵 (PU - BB) で暗号化されたデジタルコンテンツ 12 の復号鍵 (KD) (すなわち (PU - BB (KD)) と、

(KD (DRL)) および (PU - BB (KD)) に基づき、ライセンスサーバ 24 秘密鍵で暗号化された、ライセンスサーバ 24 からのデジタル署名 (すなわち (S (PR - LS))) と、

ライセンスサーバ 24 が事前にコンテンツサーバ 22 から取得した証明 (すなわち (CERT (PU - LS)) S (PR - CS))) とを含んでいることを念頭に置き、

さらに、図 3 に示されるように、デジタルコンテンツ 12 を有するパッケージ 12p が、こうしたデジタルコンテンツ 12 のコンテンツ ID と、

KD によって暗号化されたデジタルコンテンツ 12 (すなわち (KD (CONTENT))) と、

暗号化されていないライセンス獲得スクリプトと、

コンテンツサーバ 22 秘密鍵 (PR - CS) によって署名された、コンテンツサーバ 22 公開鍵 (PU - CS) を暗号化する鍵 (KD) (すなわち (KD (PU - CS)) S (PR - CS))) とを含んでいることも念頭に置くと、

本発明の一実施形態では、デジタルコンテンツ 12 のライセンス 16 のうち特定の 1 つに関して実行される鍵トランザクションの具体的シーケンスは、以下の通りである。

【0119】

1. ライセンス 16 からの (PU - BB (KD)) に基づき、ユーザのコンピューティングデバイス 14 上にある DRM システム 32 のブラックボックス 30 は、(KD) を取得するためにその秘密鍵 (PR - BB) を適用する (ステップ 1001)。(PR - BB (PU - BB (KD))) = (KD))。これでブラックボックス 30 は、難なくデジタルコンテンツ 12 を復号するために KD を使用することができるようになることが重要なので留意されたい。ただし、ライセンスサーバ 24 は、ブラックボックス 30 がそのように実行しないと信用していることも重要である。こうした信用は、こうしたブラックボックスの信頼性を証明するために、こうしたライセンスサーバ 24 が証明機関からの証明に基づいてライセンス 16 を発行したときに確立されたものである。したがって、以下で述べるように、ブラックボックス 30 が最終ステップではなく初期ステップとして復号鍵 (KD) を取得するのにもかかわらず、DRM システム 32 は、すべてのライセンス 16 の妥当性検査および評価機能の実行を継続する。

【0120】

2. デジタルコンテンツ 12 からの (KD (PU - CS)) S (PR - CS)) に基づき、ブラックボックス 30 は、(PU - CS) を取得するために新しく取得された復号鍵 (KD) を適用する (ステップ 1003)。(KD (KD (PU - CS))) = (PU - CS))。さらに、ブラックボックス 30 は、こうした署名およびこうしたデジタルコンテンツ 12 / パッケージ 12p が有効であることをそれ自体が納得するために、署名 (S (PR

10

20

30

40

50

- C S)) に対するものとして (P U - C S) を適用することができる (ステップ 1 0 0 5) 。有効でない場合、プロセスは中止され、デジタルコンテンツ 1 2 へのアクセスは拒否される。

【 0 1 2 1 】

3 . ライセンス 1 6 からの (C E R T (P U - L S) S (P R - C S)) に基づき、ブラックボックス 3 0 は、ライセンス 1 6 を発行したライセンスサーバ 2 4 が、そうする権限をコンテンツサーバ 2 2 から得ていることを示す証明が有効であることをそれ自体が納得するために、新しく取得されたコンテンツサーバ 2 2 公開鍵 (P U - C S) を適用し (ステップ 1 0 0 7) 、その後、 (P U - L S) を取得するために証明の内容を検証する (ステップ 1 0 0 9) 。有効でない場合、プロセスは中止され、ライセンス 1 6 に基づいたデジタルコンテンツ 1 2 へのアクセスは拒否される。

10

【 0 1 2 2 】

4 . ライセンス 1 6 からの (S (P R - L S)) に基づき、ブラックボックス 3 0 は、ライセンス 1 6 が有効であることをそれ自体が納得するために、新しく取得されたライセンスサーバ 2 4 公開鍵 (P U - L S) を適用する (ステップ 1 0 1 1) 。有効でない場合、プロセスは中止され、ライセンス 1 6 に基づいたデジタルコンテンツ 1 2 へのアクセスは拒否される。

【 0 1 2 3 】

5 . すべての妥当性検査ステップが首尾よく終了し、ライセンス 1 6 内の D R L 4 8 が実際に復号鍵 (K D) で暗号化されていると想定すると、次いでライセンス評価器 3 6 は、ライセンス 1 6 からライセンス条件 (すなわち D R L 4 8) を取得するために、既に取得された復号鍵 (K D) を、ライセンス 1 6 から取得されたものとして (K D (D R L)) に適用する (ステップ 1 0 1 3) 。勿論、ライセンス 1 6 内の D R L 4 8 が実際には復号鍵 (K D) で暗号化されていない場合、ステップ 1 0 1 3 は省略してもよい。次いでライセンス評価器 3 6 は D R L 4 8 を評価 / 調査し、求められる方法で対応するデジタルコンテンツ 1 2 をレンダリングするために、ユーザのコンピューティングデバイス 1 4 がライセンス 1 6 内の D R L 4 8 に基づいた権利を有しているかどうか (すなわち D R L 4 8 がイネーブルされているかどうか) を判定する (ステップ 1 0 1 5) 。ライセンス評価器 3 6 がこのような権利が存在しないと判定すると、プロセスは中止され、ライセンス 1 6 に基づいたデジタルコンテンツ 1 2 へのアクセスは拒否される。

20

30

【 0 1 2 4 】

6 . 最終的に、ライセンス 1 6 を評価した結果、求められる方法で対応するデジタルコンテンツ 1 2 をレンダリングするために、ユーザのコンピューティングデバイス 1 4 が D R L 4 8 の条件に基づいた権利を有するという肯定的な決定が下されると想定し、ライセンス評価器 3 6 は、ブラックボックス 3 0 が復号鍵 (K D) に従って対応するデジタルコンテンツ 1 2 をレンダリングできるということを、こうしたブラックボックス 3 0 に通知する。その後ブラックボックス 3 0 は、パッケージ 1 2 p からデジタルコンテンツ 1 2 を復号するために、復号鍵 (K D) を適用する (すなわち (K D (K D (C O N T E N T)) = (C O N T E N T)) (ステップ 1 0 1 7)) 。

【 0 1 2 5 】

上記に指定された一連のステップが、ライセンス 1 6 とデジタルコンテンツ 1 2 との間で交互に生じるもの、すなわち「ピンポン」を表すことに留意されたい。こうしたピンポンは、デジタルコンテンツ 1 2 がライセンス 1 6 と緊密に結びついていることを保証するものであり、そこでは、妥当性検査および評価のプロセスは、デジタルコンテンツ 1 2 とライセンス 1 6 の両方が適切に発行された有効な形式で存在している場合に限って発生できるものである。さらに、ライセンス 1 6 からコンテンツサーバ 2 2 公開鍵 (P U - C S) と、パッケージ 1 2 p からデジタルコンテンツ 2 2 を、復号された形式で (さらにおそらく、ライセンス 1 6 からライセンス条件 (D R L 4 8) を復号された形式で) 取得するためには、同じ復号鍵 (K D) が必要であるため、これらのものも緊密に結びついている。署名の妥当性検査も、デジタルコンテンツ 1 2 およびライセンス 1 6 が、それぞれコンテ

40

50

ンツサーバ22およびライセンスサーバ24から発行されたものと同じ形式であることを保証するものである。したがって、ライセンスサーバ24を迂回することによってデジタルコンテンツ12を復号するのは不可能でなければ困難であり、また、デジタルコンテンツ12またはライセンス16を変更した後に復号するのも不可能でなければ困難である。

【0126】

本発明の一実施形態では、署名の妥当性検査、および特にライセンス16の署名の妥当性検査は、以下のように別の方法で実行される。各ライセンス16は、図9に示したように、ライセンスサーバ16の秘密鍵(P R - L S)によって暗号化された署名ではなく、秘密ルート鍵(P R - R ; Private Root Key - R) (図示せず)によって暗号化された署名を有し、各DRMシステム32のブラックボックス30には、秘密ルート鍵(P R - R) 10
に対応する公開ルート鍵(P U - R) (これも図示せず)が含まれる。秘密ルート鍵(P R - R)は、ルートエンティティにしか知られておらず、ライセンスサーバ24は、こうしたライセンスサーバ24がライセンス16を発行するためにルートエンティティで配置構成されている場合に限って、ライセンス16を発行することができる。

【0127】

具体的に言えば、こうした実施形態では、

1. ライセンスサーバ24がその公開鍵(P U - L S)をルートエンティティに提供し、
2. ルートエンティティが、ライセンスサーバ公開鍵(P U - L S)を、秘密ルート鍵(P R - R)で暗号化されたこうしたライセンスサーバ24に返し(すなわち、(C E R T (P U - L S) S (P R - R)))、 20
3. その後ライセンスサーバ24が、ライセンスサーバ秘密鍵で暗号化された署名(S (P R - L S))を伴うライセンス16を発行し、さらにライセンスにルートエンティティからの証明を添付する(C E R T (P U - L S) S (P R - R)))。

【0128】

DRMシステム18がこうして発行されたライセンス16を妥当性検査する場合、次いでDRMシステム18は、

1. ライセンスサーバ公開鍵(P U - L S)を取得するために、添付された証明(C E R T (P U - L S) S (P R - R))に公開ルート鍵(P U - R)を適用し、
2. 取得されたライセンスサーバ公開鍵(P U - L S)を、ライセンス16の署名(S (P R - L S))に適用する。 30

【0129】

ルートエンティティが、ライセンスサーバ24に対して、こうしたライセンスサーバ24に証明(C E R T (P U - L S) S (P R - R))を提供することによってライセンス16を発行する許可を与えたのと同様に、こうしたライセンスサーバ24は、同様の証明を第2のライセンスサーバ24に提供する(すなわち、(C E R T (P U - L S 2) S (P R - L S 1)))ことが可能であり、これによって、第2のライセンスサーバもライセンス16が発行できるようになることが重要である。ここで明らかなように、第2のライセンスサーバによって発行されたライセンス16には、第1の証明(C E R T (P U - L S 1) S (P R - R))と第2の証明(C E R T (P U - L S 2) S (P R - L S 1))とが含まれる。同様に、こうしたライセンス16は、第1および第2の証明を介したチェーンに従って実行することで、妥当性が検査される。勿論、このチェーンでは他のリンクを追加し、掛け渡すことができる。 40

【0130】

前述の署名の妥当性検査プロセスの利点の1つは、ルートエンティティが定期的に秘密ルート鍵(P R - R)を変更できることであり、これによって同様に、それぞれのライセンスサーバ24に新しい証明(C E R T (P U - L S) S (P R - R))を取得することも定期的に要求する。こうした新しい証明を得るための要件として、各ライセンスサーバはそれ自体をアップグレードすることが要求される場合がある。ブラックボックス30の場合と同様に、ライセンスサーバ24が比較的新しい、すなわち比較的最近アップグレードされたものであれば、ライセンスサーバ24がまともに攻撃を受けてしまう可能性も少な 50

い。したがって、信用の問題として、各ライセンスサーバ24は、署名の妥当性検査プロセスなどの適切なアップグレードトリガメカニズムを介して、定期的にアップグレードする必要があることが好ましい。勿論、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、他のアップグレードメカニズムを使用することもできる。

【0131】

勿論、秘密ルート鍵(P R - R)を変更した場合は、各DRMシステム18内の公開ルート鍵(P U - R)も変更しなければならない。こうした変更は、例えば通常のブラックボックス30のアップグレード時に実行することが可能であり、実際には、ブラックボックス30のアップグレードの実行が必要な場合もある。変更された公開ルート鍵(P U - R)は、潜在的に、古い秘密ルート鍵(P R - R)に基づいて発行された古いライセンス16の署名の妥当性検査を妨害する可能性があるが、こうした妨害は、アップグレードされたブラックボックス30に古い公開ルート鍵(P U - R)をすべて覚えておくように要求することで、最小限に抑えることができる。あるいはこうした妨害は、ライセンス16の署名の妥当性検査を、例えばこうしたライセンス16が、DRMシステム18のライセンス評価器36によって最初に評価されたときなどに1回だけ要求することで、最小限に抑えることができる。このような場合、署名の妥当性検査が実行されたかどうかに関する状態情報は編集しなければならない、こうした状態情報をDRMシステム18の状態記憶域40に格納しなければならない。

【0132】

デジタル権ライセンス48

本発明では、ライセンス評価器36は、デジタル権ライセンス(D R L)48が求められた方法でデジタルコンテンツ12の対応するピースのレンダリングを可能にするものであるかどうかを判定するために、こうしたD R L48を、ライセンス16の権利記述または条件として評価する。本発明の一実施形態では、D R L48は、ライセンサ(すなわちコンテンツ所有者)が任意のD R L言語で作成することができる。

【0133】

当然のことながら、D R L48を指定する方法は数多くある。したがって、任意のD R L言語には高度の柔軟性がなければならない。ただし、特定のライセンス言語でD R L48のすべての側面を指定することは無理であり、こうした言語の作者が、特定のデジタルライセンサが望むすべての可能なライセンシングの側面を理解できるということも殆どあり得ない。さらに、高度なライセンス言語は不要であり、ライセンサが比較的単純なD R L48を提供するには邪魔になることさえある。しかし、ライセンサは、D R L48の指定方法を不必要に制限されるべきではない。同時にライセンス評価器36は、いくつかの特定のライセンスに関する問題点について、D R L48からいつでも回答を得られるべきである。

【0134】

ここで図12を参照すると、本発明では、D R L48は任意のライセンス言語で指定することができるが、言語識別子またはタグ54を含んでいる。ライセンス16を評価するライセンス評価器36は、その後、こうした言語を識別するために言語タグ54を再検討する予備ステップを実行し、その後、このように識別された言語でライセンス16にアクセスするための適切なライセンス言語エンジン52を選択する。当然のことながら、こうしたライセンス言語エンジン52が存在し、ライセンス評価器36にアクセス可能でなければならない。存在していない場合、言語タグ54および/またはD R L48には、こうした言語エンジン52を取得するためのロケーション56(典型的にはWebサイト)が含まれることが好ましい。

【0135】

典型的には、言語エンジン52は実行可能ファイルまたはファイルセットの形式であり、ハードドライブなどのユーザのコンピューティングデバイス14のメモリ内に常駐する。言語エンジン52は、D R L48を直接調査するためにライセンス評価器36を支援し、ライセンス評価器36は、媒介などとして動作する言語エンジン52を介して、間接的に

10

20

30

40

50

D R L 4 8 を調査する。実行される場合、言語エンジン 5 2 は、R A M などのユーザのコンピューティングデバイス 1 4 のメモリ内にある作業スペースで動作する。ただし、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、任意の他の形式の言語エンジン 5 2 を使用することも可能である。

【 0 1 3 6 】

任意の言語エンジン 5 2 および任意の D R L 言語は、以下で論じるように、D R L 4 8 が回答するであろうとライセンス評価器 3 6 が予測している少なくともいくつかの特定の言語問題をサポートすることが好ましい。したがって、ライセンス評価器 3 6 は任意の特定の D R L 言語に結び付けられておらず、D R L 4 8 は任意の適切な D R L 言語で作成することが可能であり、既存のライセンス評価器 3 6 に対応する新しい言語エンジン 5 2 を取得させることによって、既存のライセンス評価器 3 6 は新しいライセンス言語で指定された D R L 4 8 を使用することができる。

10

【 0 1 3 7 】

D R L 言語

それぞれ D R L 4 8 で具体化された 2 つの D R L 言語の例を、以下に示す。第 1 に、ライセンス属性を指定する「単純な (s i m p l e) 」 D R L 4 8 が、D R L 言語で作成され、第 2 に、D R L 4 8 で指定されたスクリプトに従って機能を実施できる「スクリプト (s c r i p t) 」 D R L 4 8 が、D R L 言語で作成されている。D R L 言語で作成されているが、コードの各行の意味は、その語学上のおよび / または後に続く属性記述チャートに基づいていることは明らかであろう。

20

【 0 1 3 8 】

Simple DRL 48:

```

<LICENSE>
<DATA>
<NAME>Beastie Boy' s Play</NAME>
<ID>39384</ID>
<DESCRIPTION>Play the song 3 times</DESCRIPTION>
<TERMS> </TERMS> 10
<VALIDITY>
<NOTBEFORE>19980102 23:20:14Z</NOTBEFORE>
<NOTAFTER>19980102 23:20:14Z</NOTAFTER>
</VALIDITY>
<ISSUEDDATE>19980102 23:20:14Z</ISSUEDDATE>
<LICENSORSITE>http://www.foo.com</LICENSORSITE>
<CONTENT> 20
<NAME>Beastie Boy' s</NAME>
<ID>392</ID>
<KEYID>39292</KEYID>
<TYPE>MS Encrypted ASF 2.0</TTYPE>
</CONTENT>
<OWNER>
<ID>939KDKD393KD</ID> 30
<NAME>Universal</NAME>
<PUBLICKEY> </PUBLICKEY>
</OWNER>
<LICENSEE>
<NAME>Arnold</NAME>
<ID>939KDKD393KD</ID>
<PUBLICKEY> </PUBLICKEY> 40
</LICENSEE>

```

```

<PRINCIPAL TYPE==AND=>
<PRINCIPAL TYPE==OR=>
<PRINCIPAL>
<TYPE>x86Computer</TYPE>
<ID>3939292939d9e939</ID>
<NAME>Personal Computer</NAME>
<AUTHTYPE>Intel Authenticated Boot PC SHA-1 DSA512</AUTHTYPE> 10
<AUTHDATA>29293939</AUTHDATA>
</PRINCIPAL>
<PRINCIPAL>
<TYPE>Application</TYPE>
<ID>2939495939292</ID>
<NAME>Window=s Media Player</NAME>
<AUTHTYPE>Authenticode SHA-1</AUTHTYPE> 20
<AUTHDATA>93939</AUTHDATA>
</PRINCIPAL>
</PRINCIPAL>
<PRINCIPAL>
<TYPE>Person</TYPE>
<ID>39299482010</ID>
<NAME>Arnold Blinn</NAME> 30
<AUTHTYPE>Authenticate user</AUTHTYPE>
<AUTHDATA>¥¥redmond¥arnoldb</AUTHDATA>
</PRINCIPAL>
</PRINCIPAL>
<DRLTYPE>Simple</DRLTYPE> [the language tag 54]
<DRLDATA>
<START>19980102 23:20:14Z</START> 40
<END>19980102 23:20:14Z</END>

```

```

<COUNT>3</COUNT>
<ACTION>PLAY</ACTION>
</DRLDATA>
<ENABLINGBITS>aaaabbbbccccddd</ENABLINGBITS>
</DATA>
<SIGNATURE>
<SIGNERNAME>Universal</SIGNERNAME> 10
<SIGNERID>9382ABK3939DKD</SIGNERID>
<HASHALGORITHMID>MD5</HASHALGORITHMID>
<SIGNALGORITHMID>RSA 128</SIGNALGORITHMID>
<SIGNATURE>xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx</SIGNATURE>
<SIGNERPUBL ICKEY> </SIGNERPUBL ICKEY>
<CONTENTSIGNEDSIGNERPUBL ICKEY> </CONTENTSIGNEDSIGNERPUBL ICKEY>
</SIGNATURE> 20
</LICENSE>

```

Script DRL 48:

```

<LICENSE>
<DATA>
<NAME>Beastie Boy' s Play</NAME>
<ID>39384</ID>
<DESCRIPTION>Play the song unlimited</DESCRIPTION> 30
<TERMS> </TERMS>
<VALIDITY>
<NOTBEFORE>19980102 23:20:14Z</NOTBEFORE>
<NOTAFTER>19980102 23:20:14Z</NOTAFTER>
</VALIDITY>
<ISSUEDDATE>19980102 23:20:14Z</ISSUEDDATE>
<LICENSORSITE>http://www. foo. com</LICENSORSITE> 40
<CONTENT>

```

```

<NAME>Beastie Boy' s</NAME>
<ID>392</ID>
<KEYID>39292</KEYID>
<TYPE>MS Encrypted ASF 2.0</TYPE>
</CONTENT>
<OWNER>
<ID>939KDKD393KD</ID> 10
<NAME>Universal</NAME>
<PUBLICKEY></PUBLICKEY>
</OWNER>
<LICENSEE>
<NAME>Arnold</NAME>
<ID>939KDKD393KD</ID>
<PUBLICKEY></PUBLICKEY> 20
</LICENSEE>
<DRLTYPE>Script</DRLTYPE>[the language tag 54]
<DRLDATA>
function on_enable(action, args)as boolean
result=False
if action=" PLAY" then
result=True 30
end if
on_action=False
end function
...
</DRLDATA>
</DATA>
<SIGNATURE> 40
<SIGNERNAME>Universal</SIGNERNAME>

```

```
<SIGNERID>9382</SIGNERID>
<SIGNERPUBLICKKEY></SIGNERPUBLICKKEY>
<HASHID>MD5</HASHID>
<SIGNID>RSA 128</SIGNID>
<SIGNATURE>xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx</SIGNATURE>
<CONTENTSSIGNEDSIGNERPUBLICKKEY></CONTENTSSIGNEDSIGNERPUBLICKKEY>
</SIGNATURE>
</LICENSE>
```

10

【 0 1 3 9 】

上記で指定した2つのDRL48では、リストされた属性の説明およびデータタイプは次の通りである。

【 0 1 4 0 】

【 表 1 】

属性	説明	データタイプ
Id	ライセンスのID	GUID
Name	ライセンスの名前	文字列
Content Id	コンテンツのID	GUID
Content Key Id	コンテンツの暗号鍵用のID	GUID
Content Name	コンテンツの名前	文字列
Content Type	コンテンツのタイプ	文字列
Owner Id	コンテンツの所有者のID	GUID
Owner Name	コンテンツの所有者の名前	文字列
Owner Public Key	コンテンツの所有者用の公開鍵。Base64で符号化されたコンテンツの所有者用の公開鍵。	文字列
Licensee Id	ライセンスを取得する人物のID。nullも可能。	GUID
Licensee Name	ライセンスを取得する人物の名前。nullも可能。	文字列
Licensee Public Key	ライセンシーの公開鍵。Base64で符号化されたライセンシーの公開鍵。nullも可能。	文字列
Description	人間が読み取り可能な簡単なライセンス記述。	文字列
Terms	ライセンスの法的条件。法律文が記載されたWebページを指すポインタの場合もある。	文字列
Validity Not After	ライセンスの有効期限満了日	日付
Validity Not Before	ライセンスの有効期限開始日	日付
Issued Date	ライセンスが発行された日付	日付
DRL Type	DRLのタイプ。例には「SIMPLE」または「SCRIPT」が含まれる。	文字列
DRL Data	DRL特有のデータ	文字列
Enabling Bits	実際のコンテンツへのアクセスを可能にするビット。これらのビットの解釈はアプリケーションによって異なるが、典型的にはコンテンツを復号するための秘密鍵。このデータはBase64で符号化される。これらのビットは個々のマシンの公開鍵を使用して暗号化されることに留意。	文字列
Signer Id	ライセンスに署名する人物のID	GUID
Signer Name	ライセンスに署名する人物の名前	文字列
Signer Public Key	ライセンスに署名する人物の公開鍵。 Base64で符号化された署名者用の公開鍵。	文字列
Content Signed Singer Public Key	コンテンツサーバ秘密鍵によって署名されたライセンスに署名する人物の公開鍵。 この署名を検証するための公開鍵は、コンテンツ内で暗号化される。Base64で符号化されている。	文字列
Hash Alg Id	ハッシュの生成に使用されるアルゴリズム。 「MD5」などの文字列である。	文字列
Signature Alg Id	署名の生成に使用されるアルゴリズム。 「RSA 128」などの文字列である。	文字列
Signature	データの署名。Base64で符号化されたデータ。	文字列

【 0 1 4 1 】

メソッド

前述のように、任意の言語エンジン 5 2 および任意の D R L 言語は、デジタルライセンス評価器 3 6 が、任意の D R L 4 8 が回答してくれると予想する少なくともいくつかの特有のライセンス問題をサポートしていることが好ましい。このようにサポートされた問題には、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、前述の 2 つの D R L 4 8 の例で使用された用語に適合する任意の問題が含まれることからすると、本発明の一実施形態では、こ

10

20

30

40

50

のようにサポートされた問題または「メソッド」には、以下のように、「アクセスメソッド」、「DRLメソッド」、および「使用可能化メソッド」が含まれる。

【0142】

アクセスメソッド

アクセスメソッドは、トップレベルの属性についてDRL48を照会する際に使用される。

【0143】

Variant QueryAttribute (BSTR key)

有効な鍵には、それぞれBSTR Variantを返す、License.Name、License.Id、Content.Name、Content.Id、Content.Type、Owner.Name、Owner.Id、Owner.PublicKey、Licensee.Name、Licensee.Id、Licensee.PublicKey、Description、およびTermsと、それぞれDate Variantを返す、Issued、Validity.Start、およびValidity.Endとが含まれる。

10

【0144】

DRLメソッド

以下のDRLメソッドの実施は、DRL48によって異なる。多くのDRLメソッドには、DRL48でより高度な情報を通信するように意図された、「data」とラベル付けされたバリエーションパラメータ (a variant parameter) が含まれる。これは主に、将来の

20

【0145】

Boolean IsActive (Variant data)

このメソッドは、DRL48 / ライセンス16がアクティベートされているかどうかを示すBooleanを返す。アクティベートされたライセンス16の例が、初回再生時に48時間のみアクティブな限定付き動作ライセンス16である。

【0146】

Activate (Variant data)

このメソッドは、ライセンス16をアクティベートするのに使用される。ライセンス16は、いったんアクティベートされると非アクティベートすることができない。

30

【0147】

Variant QueryDRL (Variant data)

このメソッドは、より高度なDRL48と通信するのに使用される。これは、DRL48機能セットの将来の拡張性のためのものである。

【0148】

Variant GetExpires (BSTR action, Variant data)

このメソッドは、パスインアクション (passed-in action) に関して、ライセンス16の満了日を返す。戻り値 (return value) がNULLの場合、ライセンス16は決して満了しないか、またはアクティベートされていないためにまだ満了日がないなど

40

【0149】

Variant GetCount (BSTR action, Variant data)

このメソッドは、残されたパスインアクションの動作数を返す。NULLが返された場合、動作は何回でも無制限に実行できる。

【0150】

Boolean IsEnabled (BSTR action, Variant data)

このメソッドは、ライセンス16が要求されたアクションを現時点でサポートしているか

50

どうかを示す。

【0151】

`Boolean IsSunk (BSTR action, Variant data)`
このメソッドは、ライセンス16に対する支払いが行われたかどうかを示す。前払いされたライセンス16がTRUEを返すのに対して、使用されたときに徴収するライセンス16などのまだ支払われていないライセンス16は、FALSEを返す。

【0152】

使用可能化メソッド

これらのメソッドは、復号コンテンツで使用するためにライセンス16を使用可能にする際に使用される。

10

【0153】

`Boolean Validate (BSTR key)`

このメソッドは、ライセンス16の妥当性を検査する際に使用される。パスイン鍵は、ライセンス16の署名の妥当性検査に使用される対応するデジタルコンテンツ12に関して、復号鍵(KD)によって暗号化された、ブラックボックス30公開鍵(PU-BB)である(すなわち(KD(PU=BB)))。返回值TRUEは、ライセンス16が有効であることを示す。返回值FALSEは無効を示す。

【0154】

`int OpenLicense 16 (BSTR action, BSTR key, Variant data)`

20

このメソッドは、復号された使用可能化ビットへアクセスする準備を整えるのに使用される。パスイン鍵(KD(PU=BB))は、上記の通りである。返回值0は成功したことを示す。その他の返回值も定義可能である。

【0155】

`BSTR GetDecryptedEnablingBits (BSTR action, Variant data)`

`Variant GetDecryptedEnablingBitsAsBinary (BSTR action, Variant Data)`

これらのメソッドは、復号された形の使用可能化ビットへのアクセスに使用される。いくつかの理由のいずれかによって成功しない場合、null文字列またはnullバリエーションが返される。

30

【0156】

`void CloseLicense (BSTR action, Variant data)`

このメソッドは、パスインアクションを実行するために使用可能化ビットへのアクセスのロックを解除するのに使用される。いくつかの理由のいずれかによって成功しない場合、null文字列が返される。

【0157】

ヒューリスティックス (heuristics)

前述のように、デジタルコンテンツ12の同じピースについて複数のライセンス16が存在する場合、将来の使用に備えてライセンス16のうち1つを選択しなければならない。上記のメソッドを使用して、こうした選択を行うために以下のヒューリスティックスを実施することができる。具体的に言えば、1ピースのデジタルコンテンツ12上でアクション(例えばAPLAY@)を実行するには、以下のステップを実行することができる。

40

【0158】

1. デジタルコンテンツ12の特定のピースに適用するすべてのライセンス16を取得する。

2. アクションを実行可能にしない各ライセンス16でIsEnabled関数を呼び出して、こうしたライセンス16を消去する。

3. アクティブでない各ライセンス16でIsActive関数を呼び出して、こうし

50

たライセンス 16 を消去する。

4. 前払いされていない各ライセンス 16 で I s S u n k を呼び出して、こうしたライセンス 16 を消去する。

5. いずれかのライセンス 16 が残っている場合は、これを使用する。再生回数限定ライセンス 16 を使用する前に、特に、再生回数無制限ライセンス 16 に満了日がある場合は、再生回数無制限ライセンス 16 を使用する。たとえ選択の費用効果が低い場合でも、ユーザは既に獲得された特有のライセンス 16 をいつでも選択することができるはずである。したがってユーザは、おそらく DRM システム 32 に対して明らかでない基準に基づいて、ライセンス 16 を選択することができる。

6. ライセンス 16 が残っていない場合は、その旨を示すステータスを返す。その後ユーザには、

前払いされていないライセンス 16 が使用可能であれば、これを使用すること、
ライセンス 16 が使用可能であれば、これをアクティベートすること、および / または
ライセンスサーバ 24 からのライセンス獲得を実行すること、
というオプションが与えられることになる。

【 0 1 5 9 】

コンテンツ保護技法 ビデオカード

本発明の DRM アーキテクチャ 10 では、権利が保護されたコンテンツ 12 が暗号化形式で送達され、対応するライセンス 16 に指定された権利に従う場合にのみ復号される。当然のことながら、勿論、ライセンス 16 に従って実行可能でない限り、復号された形式のコンテンツ 10 が取得できないことを確実にするために、多くの対策が講じられる。したがって、復号されたコンテンツ 12 を受け取る各モジュールが、確実に動作することが信用できることを保証し、「コンテンツ泥棒」などの無法なエンティティに対してこうした復号されたコンテンツ 12 を提供しないように、例えばパス認証が使用できる。こうしたパス認証については、2000年3月15日出願の「Releasing Decrypted Digital Content To An Authenticated Path」という名称で、参照によりその全体が本明細書に組み込まれた、米国特許出願第 09 / 5 2 5 5 1 0 号に、より詳細に記載されている。

【 0 1 6 0 】

ただし、復号されたコンテンツ 12 または少なくともその一部は、こうした復号されたコンテンツ 12 をレンダリングする通常の過程において、バッファおよび他のメモリデバイスに必ず格納されることを理解されよう。より具体的に言えば、こうしたバッファ内にある復号されたコンテンツ 12 は、コンテンツ泥棒がそれほど苦勞をせずに取得できてしまう。

【 0 1 6 1 】

特にビデオコンテンツなどのコンテンツ 12 の場合、および図 14 に示されるように、こうしたコンテンツ 12 は、復号されると最終的にビデオカード 60 に格納される。具体的に言えば、当然のことながら、ビデオデータは、復号および / または圧縮解除された後、モニタ 64 などに送信されるビデオ信号を生成するためにビデオカード 60 によって使用される前に、ビデオカード 60 上のビデオ RAM (V R A M) 62 に書き込まれる。ビデオカードの動作は関係者に知られているかまたは明らかであるため、本明細書で詳細に論じる必要はない。ビデオカード 60 の V R A M 62 であっても、ビデオデータは、こうした V R A M 62 からのこうしたビデオデータを読み取るためのハードウェアおよび / またはソフトウェアを使用しているコンテンツ泥棒によって盗用される可能性があることが重要である。そこでこうした V R A M 62 は、コンテンツ泥棒にとって、コア DRM システム 32 の機能に関わらず品質の良いビデオデータを盗用するための手段となる。

【 0 1 6 2 】

コンテンツ保護技法 ビデオカード 書込み専用 V R A M

したがって、本発明の一実施形態では、ビデオカード 60 上の V R A M 62 は、ビデオカード 60 それ自体に関する以外は書込み専用であるように構成されている。コンテンツ泥

10

20

30

40

50

棒などのビデオカード60のいかなる外部エンティティも、VRAM62上にあるこうしたビデオデータを読み取ることにはできない。こうした構成は、DRMシステム32およびそれによって制御された保護されたコンテンツ12に関してのみ適用可能であるか、または保護されているかまたは保護されていないすべてのコンテンツに関して適用可能である。

【0163】

前者の場合、保護されたコンテンツ12は、書込み専用機能を実施するためのビデオカード60およびVRAM62への適切な信号を伴うことが可能である。こうした信号は、例えばDRMシステム32またはレンダリングアプリケーション34からのハードウェアまたはソフトウェア信号であってよく、関係者に知られているかまたは明らかであるため、本明細書で詳細に論じる必要はない。したがって、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、任意の適切な信号を使用することができる。後者の場合、結果的には、たとえ合法的な意図を有する人物またはプログラムであっても、ビデオカード上のVRAM62からは一切何も読み取ることができなくなる。

10

【0164】

本発明の一実施形態では、書込み専用VRAM62は、VRAM62でホストされる1つ以上の書込み専用バッファを作成することによって、ビデオカード60内で実施される。最も単純な場合、各書込み専用バッファは、1次サーフェスを介して表示されるビットマップされた2次ビデオサーフェスであってよい。ビットマップデータは各バッファに書き込むことができるが、データを読み取ると、黒塗り、カラーキー、ナンセンス、雑音などが返される。

20

【0165】

書込み専用にするために、本発明のビデオカード60は、保護された画面領域を含むピクセルを読み取る他の方法を一切提供していない。例えば、保護された画面領域へのアクセスを提供する別のピクセル読取り動作が一切ない。あるいは、既存のメカニズムを使用してピクセルを読み取ると、黒塗り、カラーキー、ナンセンス、雑音などが返される。

【0166】

さらに、書込み専用VRAM62は、各書込み専用バッファのコンテンツが解放されたときには消去されるかまたはゼロとなるのに必要な機能を、ビデオカード60に与えることによって、ビデオカード60で実施される。したがって、こうした書込み専用バッファは、解放された後で上書きされる前に、攻撃プロセスによって読み取られることはない。

30

【0167】

本方式は、本発明の精神および範囲を逸脱することなく、他のビデオ処理アーキテクチャにも等しく適用することができる。例えば、ビデオカード60が圧縮解除アクセラレーションをサポートしている場合、同様の規則が適用される。具体的に言えば、こうしたビデオカード60上でビデオアクセラレータと通信している各バッファは書き込み専用であり、これにレンダリングされるビデオを他の手段によって読み取ることにはできない。

【0168】

コンテンツ保護技法 ビデオカード 認証

勿論、DRMシステム32は、ビデオカード60およびその上にあるVRAM62が、こうしたビデオカード60上にあるこうしたVRAM62が本発明に従って書き込み専用であるという点で信用できるものであることを、それ自体が納得できなければならない。したがってビデオカード60は、書込み専用VRAM62を有するものとして、それ自体をこうしたDRMシステム32に対して認証できるものでなければならない。

40

【0169】

DRMシステム32は、VRAM62/ビデオバッファが実際に書き込み専用であることの確実な保証を、時折のリードバックチェックおよび他の標準的なデバッグ防止技術を介して提供できることが想定される。ただし、こうしたチェックでは、保護されたビデオデータが、例えば二重マッピングメモリ、非保護メモリへのビット転送、Read Pixel (ピクセル読取り) コマンドなどの何らかの他のメカニズムによって使用される可能

50

性は否定できない。

【0170】

認証に関連して発生する難点の1つが、ビデオカード製造業者がこうした認証の実施を必ずしも希望していないという点である。具体的に言えば、製造業者のビデオカードを使用して実際にコンテンツ泥棒などがビデオデータを手に入れる場合、こうしたカードはさらに魅力的かつ市場性の高いものとなる。すると、本発明の方法を遵守してコンテンツ保護を実施する合法的で正直なビデオカード製造業者は市場シェアを失い、非合法非遵守のビデオカード製造業者にその地位を譲ることになる。したがって認証は、こうした難点があっても達成しなければならないものである。

【0171】

以下に、こうした認証を可能にするためのいくつかのメカニズムについて説明する。

【0172】

合法的デバイス

本発明の一実施形態では、ビデオカード60は、1つ以上の知的所有権（特許権、著作権、商標、営業上の秘密など）によって法的に保護された1つ以上の要素65を備えることによる、一般に受動的な方法で、DRMシステム32に対してそれ自体を認証し、各要素65はビデオカード60に組み込まれるものとする。したがって、権利が保護された要素65を備えたビデオカード60の製造を希望する製造業者は、そのように実行するためのライセンスを取得し、とりわけ、権利が保護された要素65を備えたビデオカード60を製造する過程で、ある所定のライセンスタイプの規則に従わなければならないが、ここで最も重要な点は、ビデオカード上のVRAM62が上記の方法によって書き込み専用となっていることである。当然のことながら、こうした実施形態では、DRMシステム32に、関連付けられたビデオカード60が準拠したものであることを積極的に判定する手段がない。

【0173】

本発明の同様の実施形態では、ビデオカード60は、1つ以上の前述の知的所有権（特許権、著作権、商標、営業上の秘密など）によって保護された1つ以上の前述の要素65を組み込むことによって、より自発的な方法で、DRMシステム32に対してそれ自体を認証するが、ここで要素65は、要求時に提供されるか、あるいはDRMシステム32、レンダリングアプリケーション34、および/またはコンピューティングシステム14上にある他のエンティティに、適切なトークン67を要求した時点で提供される。

【0174】

したがって、保護される対象は、デジタル信号を提供するハードウェアまたはソフトウェア、あるいはそれ自体が提供されるソフトウェア構造体であってよい。要素65を備えたビデオカードの製造を希望する製造業者は、そのように実行するためのライセンスを取得し、とりわけ、要素65を備えたビデオカード60を製造する過程で、ある所定のライセンスタイプの規則に従わなければならないが、ここで最も重要な点は、ビデオカード上のVRAM62が上記の方法によって書き込み専用となっていることである。次に、製造業者はビデオカード60に組み込むための要素65を受け取るか、またはこうした要素65をビデオカード60に組み込むことを許可される。ライセンスのない製造業者も要素65をそのビデオカード60に組み込むことができるが、そのように実行した場合、ライセンスのない製造業者は要素65に関する知的所有権の侵害で起訴されることになる。

【0175】

技術的デバイス

本発明の一実施形態では、ビデオカード60は、暗号認証方式を使用する一般的に自発的な方法で、DRMシステム32に対してそれ自体を認証する。ここで、ビデオカード60はデジタル証明66などの暗号証明を有し、ビデオカード60が信用できるものであることを証明するために、これをDRMシステム32、レンダリングアプリケーション34、または他の要求側エンティティに提示することができる。提示されたデジタル証明66はその後、コンピューティングデバイス14で、受入れ可能および/または受入れ不可の証明66などの定期的または不定期に更新されるリスト68に照らして、再検討することが

10

20

30

40

50

可能であり、少なくとも一部はそれに基づいて、ビデオカード 60 が信用できるかどうか
が判定される。こうした実施形態では、ビデオカード 60 には、証明 66 を不揮発的な方
法で保持すること、および証明 66 を適切な要求側エンティティの請求時に提示すること
、という両方の機能が備えられていなければならない。

【0176】

適切な証明 66 は、ビデオカード 60 の製造業者が、ビデオカード 60 を製造する過程で
、ある所定のライセンスタイプの規則に従うことに合意した時点で、その製造業者に提供
されることが好ましく、ここで最も重要な点は、ビデオカード上の V R A M 62 が上記の
方法によって書込み専用になっていることである。次に、このように提供された証明 66
は、製造業者によって製造される際に、ビデオカード 60 に適切に組み込まれる。製造業
者が、例えば読み取り可能 V R A M 62 を備えたビデオカード 60 を製造するなどによっ
て合意に反した場合、証明 66 を前述の受入れ不可リスト 68 に記載することができる。
証明 66 の組込みおよび提供、コンピューティングデバイス 14 へのリスト 68 の提供、
並びにコンピューティングデバイス 14 上のこうしたリスト 68 の更新については、関係
者に知られているかまたは明らかであるため、本明細書で詳細に論じる必要はない。し
たがって、証明 66 の組込みおよび提供、並びにリスト 68 の更新の任意の方法を、本発明
の精神および範囲を逸脱することなく使用することができる。

【0177】

デジタル証明 66 を使用する場合、ビデオカードは小型の暗号処理装置、あるいはそうで
なければコンピューティングデバイス 14 の処理装置上で実行する他の暗号化符号および
一意の証明された鍵 70 を必要とすることに留意されたい。D R M システム 32、レンダ
リングアプリケーション 34、またはコンピューティングデバイス 14 上の他のエンティ
ティは、カード署名鍵 70 が受入れ可能リスト 68 に記載されている、および/または受
入れ不可リスト 68 に記載されていない、として適切に証明されているかどうかを確認す
るために、ビデオカード 60 上の暗号化チャレンジ/応答などの認証を実行することが
できる。

【0178】

証明 66 および鍵 70 を使用しても、ライセンスを受けていない製造業者がライセンスを
受けた製造業者になりすますことはできない。また、証明 66 が損なわれた場合は、損な
われた証明 66 を受入れ不可としてマークするために、リスト 68 を更新することもでき
る。

【0179】

使用時の認証

最も単純な実施形態では、ビデオカード 60 上にある V R A M 62 の少なくとも一部が永
続的に書込み専用となり、それ以外の方法で構成することはできない。この場合、ビデオ
カード 60 は、認証時にそのタイプ(すなわち、アドレス領域 X に永続的な書込み専用 V
R A M を備えた信用のあるビデオカード)をコンピューティングデバイス 14 に対して確
認するだけでよい。その後、コンピューティングデバイス 14 上にある認証側のエンティ
ティは、アドレス領域 X にデータを書き込むことができること、およびこうして書き込ま
れたデータは信用のあるビデオカード 60 だけが読み取ることができることを理解する。

【0180】

ただし、ビデオカードがいくつかのモード(書込み専用対読み取り専用など)の中から構
成できる場合は、認証側ビデオカード 60 それ自体では不十分である。信用のないエン
ティティによって構成が設定できる場合、攻撃者は、オリジナルデータの作者がビデオカ
ード上で書込み専用バッファを認証および構成するまで待ち、そのバッファを読み取り書
込みに再構成し、次いで、V R A M 62 に書き込まれるときデータを読み取ることができ
よう。この問題は、特に、プロセスの任意の集まりを同じコンピューティングデバイス 14
上で並行して実行できるようにする現在のマルチタスクオペレーティングシステムの状
況に関する。この問題は、以下のような複数の方法で解決することができる。

【0181】

1. 認証済み状態のチェック：ビデオカード60は、制約なしで再構成することができる。ただし、こうしたカード60は、認証済みの方法でその構成/状態を照会するためのホストコンピューティングデバイス14上での処理を可能にする。すなわち、ビデオカード60が最初の認証によって、タイプXYZの信用されるビデオカードであること、および書込み専用バッファがアドレス領域ABCに割り振られていることを、ホストデバイス14に確認することが可能であるのとまったく同様に、ビデオカード60が追加の認証によって、過去Y分の間、構成が変更されていないことなどを確認することができる。

【0182】

2. 認証済み構成の変更：ビデオカード60が、構成の変更を要求しているエンティティを認証することが必要である。原則として、この認証は、コンピューティングデバイス14によるビデオカード60の認証とはまったく別個にすることができる。デバイス14からの書込み専用バッファに対する最初の要求は、だれがどの方法でバッファを再構成できるかに関する方針を記述することができる。この方針は、例えばライセンス16などの形式を取ることができる。

【0183】

ビデオカード60を認証する場合、ホストコンピューティングデバイス14でのプロセスは、

`GetWriteOnlyBuffer(int buffersize)`、および
`ReconfigureBuffer(configuration description)`

などの関数を呼び出すことが可能であり、公開鍵/秘密鍵暗号化を使用して、ビデオカード60が秘密鍵を備え、信用されるエンティティからの証明中に対応する公開鍵を入れることができる。したがって、ホストデバイス14上のコンテンツソース(CS)が公開鍵を備えた証明を使用可能にし、CSが、例えばデジタル署名の検証および/または満了日または廃棄の検査によって、証明の妥当性を検査する。

【0184】

その後、VRAM62の初期構成の一部としての(すなわち、上記の`GetWriteOnlyBuffer`に関連する)CSは、乱数Z(nonce)を生成し、結果がPU(Z)となるように証明からの公開鍵でZを暗号化した後、PU(Z)をビデオカード60に送信する。ビデオカード60が秘密鍵を使用してPU(Z)を復号するとZとなり、その後メッセージ(Z, M, S)をCSに送信するが、ここでMは任意のメッセージテキストであり、Sは秘密鍵で作成されたX, Mを介したデジタル署名である。この例では、Mのテキストは「アドレスaとbの間のメモリ領域は書込み専用として構成されている」という趣旨の可能性がある。実際にビデオカード60はそのように構成されることが想定される。

【0185】

これで、再構成の認証(すなわち、上記の`ReconfigureBuffer`関数に関連する)は、Zの知識に基づくものとなる。すなわち、ビデオカード60にVRAM62の再構成を要求する呼出し側はZの知識を実証しなければならず、そうでなければビデオカード60がこの要求を拒否する。CSだけがZの知識を有するため、Zの知識のない攻撃者は失敗することが想定される。

【0186】

こうした認証には、例えばメッセージ(M, m)をビデオカード60に送信するCSを含むことが可能であり、ここでMは「バッファa...bを以下のように構成すること」という旨のメッセージであり、mはメッセージ認証コード $m = MAC(M, Z)$ のコンピューティング結果である。したがって、ビデオカード60はZの独自のコピーを使用してMACを検証する。具体的に言えば、ビデオカード60は、MACが検証された場合に限り再構成要求を受け付ける。

【0187】

書込み専用VRAM62の使用に加えて、また別の方法として、CSは、ビデオデータが

10

20

30

40

50

ビデオカード60によってのみ復号されるように、ビデオデータを暗号化することができる。書込み専用のVRAM62の場合と同様に、これには、データが信頼のできるビデオカード60に対してのみ暗号化されていることを、CSが検証できるようにする認証が必要である。典型的には、認証メカニズムを使用すると、CSおよびビデオカードが共用秘密(セッション鍵)Zを確立することができる。したがって、ビデオカード60にデータを送信するために、CSはZに従ってデータを暗号化し、ビデオカードはZに従ってデータを復号する。

【0188】

結論

本発明に関連して実行されるプロセスの実行に必要なプログラミングは比較的簡単であり、プログラミング関係者に明らかなものであるはずである。したがって、こうしたプログラミングは本明細書に添付されていない。本発明の精神および範囲を逸脱することなく、任意の特定のプログラミングを使用して本発明を実行することができる。

10

【0189】

前述の説明で、本発明が、任意の形式でのデジタルコンテンツ12の制御されたレンダリングまたは再生を可能にする新しい役立つ強制アーキテクチャ10を含むことが明らかであり、こうした制御はフレキシブルでありこうしたデジタルコンテンツ12のコンテンツ所有者によって設定可能である。さらに本発明は、デジタルコンテンツ12が、コンテンツ所有者の制御下でないコンピューティングデバイス14上でレンダリングされる場合であっても、デジタルコンテンツ12をコンテンツ所有者が指定した通りにしかレンダリングしない、新しい役立つ制御されたレンダリング環境も含む。さらに本発明は、コンテンツ泥棒がビデオカード60に常駐するコンテンツを盗用するのを防ぐ、コンピューティングデバイス14上にあるセキュアビデオカード60も含む。

20

【0190】

前述の実施形態には、本発明の発明性のある概念を逸脱することなく変更が加えられることを理解されたい。原則的に、本発明は単にビデオカード60に限定される必要のないものであることを理解されよう。その代わりに本発明は、例えばサウンドカードなどの復号されたデータを格納するためのメモリを有する任意のタイプのデバイスを含むことを意図するものである。同様に、本発明は、上記で図1～図12に関連して開示したDRMシステム32などのDRMシステムに限定されるものではない。その代わりに本発明は、セキュア環境を維持するか、またはデータが許可なく使用および/またはアクセスされるのを防ぐためのセキュリティモジュールを提供する任意のシステムを含む任意のタイプのDRMシステムを含むことを意図するものである。

30

【0191】

本発明の主要な点は、メモリがデバイス以外に対しては読み取り専用であり、そのデバイスはそれ自体を信用できるものとして認証することができるという点である。これらの概念は、コンテンツフローが一定方向(すなわち、CPU/メインメモリから、他のデバイス(例えばモニタ、スピーカなど)へのメモリを有するデバイスへの一方向)である限りは、任意の種類の内容12およびデバイスに適用される。したがって、本発明は、開示された特定の形態に限定されるものではなく、特許請求の範囲によって定義される本発明の精神および範囲内であれば、修正が可能であることを意図するものである。

40

【図面の簡単な説明】

【図1】本発明の一実施形態に従った強制アーキテクチャを示す構成図である。

【図2】本発明の一実施形態に従った図1のアーキテクチャの認証ツールを示す構成図である。

【図3】本発明の一実施形態に従った図1のアーキテクチャに関連して使用するためのデジタルコンテンツを備えた、デジタルコンテンツパッケージを示す構成図である。

【図4】本発明の一実施形態に従った図1のユーザのコンピューティングデバイスを示す構成図である。

【図5】本発明の一実施形態に従ってコンテンツをレンダリングするために、図4のコン

50

ピューティングデバイスのデジタル権管理（DRM）システムに関連して実行されるステップを示す流れ図である。

【図6】本発明の一実施形態に従ってコンテンツをレンダリングするために、図4のコンピューティングデバイスのデジタル権管理（DRM）システムに関連して実行されるステップを示す流れ図である。

【図7】本発明の一実施形態に従って任意の有効な実行可能化ライセンスが存在するかどうかを判定するために、図4のDRMシステムに関連して実行されるステップを示す流れ図である。

【図8】本発明の一実施形態に従ってライセンスを取得するために、図4のDRMシステムに関連して実行されるステップを示す流れ図である。

10

【図9】本発明の一実施形態に従った図1のアーキテクチャに関連して使用するためのデジタルライセンスを示す構成図である。

【図10】本発明の一実施形態に従って新しいブラックボックスを取得するために、図4のDRMシステムに関連して実行されるステップを示す流れ図である。

【図11】本発明の一実施形態に従って、ライセンスおよびデジタルコンテンツピースの妥当性を検査し、コンテンツをレンダリングするために、図4のDRMシステムに関連して実行される主要なトランザクションステップを示す流れ図である。

【図12】本発明の一実施形態に従った、図4のライセンス評価器並びに、ライセンスのデジタル権ライセンス（DRL）およびDRLを解釈するための言語エンジンを示す構成図である。

20

【図13】本発明の態様および/またはその一部を組み込むことができる汎用コンピュータシステムを表す構成図である。

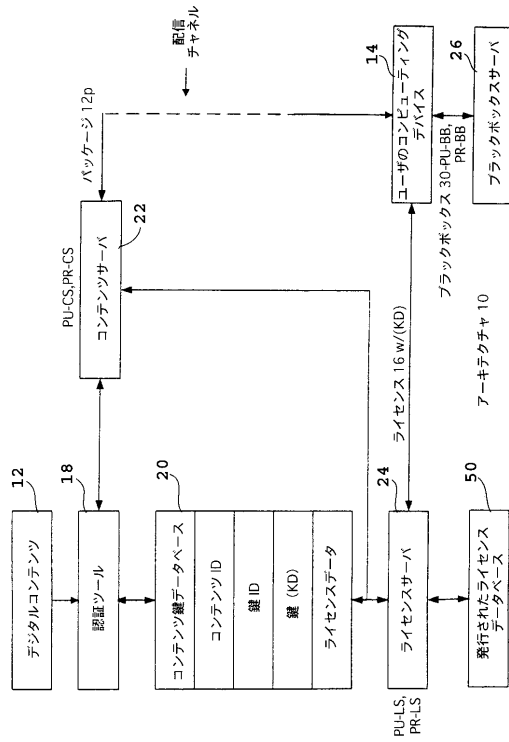
【図14】本発明の一実施形態に従った、図4のDRMシステムおよびレンダリングアプリケーション並びに図1のコンピューティングデバイス上のビデオカードを示す構成図である。

【符号の説明】

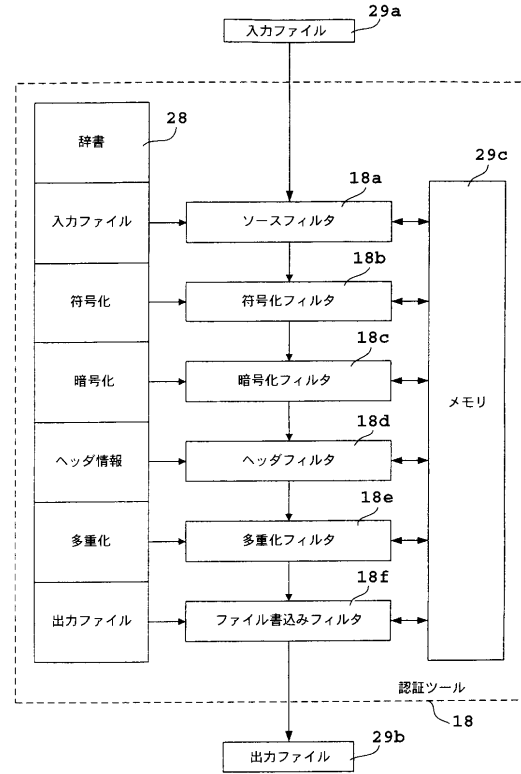
10	アーキテクチャ	
12	デジタルコンテンツ	
12p	デジタルコンテンツパッケージ	
14	ユーザのコンピューティングデバイス	30
18	認証ツール	
18a	ソースフィルタ	
18b	符号化フィルタ	
18c	暗号化フィルタ	
18d	ヘッダフィルタ	
18e	多重化フィルタ	
18f	ファイル書込みフィルタ	
20	コンテンツ鍵データベース	
22	コンテンツサーバ	
24	ライセンスサーバ	40
26	ブラックボックスサーバ	
28	辞書	
29a	入力ファイル	
29b	出力ファイル	
29c	, 150	メモリ
30	ブラックボックス	
32	DRMシステム	
34	レンダリングアプリケーション	
36	ライセンス評価器	
38	ライセンス記憶域	50

4 0	状態記憶域	
5 0	発行されたライセンスデータベース	
6 0	ビデオカード	
6 2	書込み専用 V R A M	
6 4 , 1 4 7	モニタ	
6 5	保護された要素	
6 6	トークン / デジタル証明	
6 7	トークン	
6 8	リスト	
7 0	鍵	10
1 2 0	コンピュータ	
1 2 1	処理ユニット	
1 2 2	システムメモリ	
1 2 3	システムバス	
1 2 4	R O M	
1 2 5	R A M	
1 2 6	B I O S	
1 2 7	ハードドライブ	
1 2 8	フロッピィ (登録商標) ドライブ	
1 2 9 , 1 3 1	ストレージ	20
1 3 0	光ドライブ	
1 3 2	ハードディスクドライブインターフェース	
1 3 3	磁気ディスクドライブインターフェース	
1 3 4	光ドライブインターフェース	
1 3 5	O S	
1 3 6	アプリケーションプログラム	
1 3 7	他のプログラム	
1 3 8	プログラムデータ	
1 4 0	キーボード	
1 4 2	マウス	30
1 4 6	シリアルポートインターフェース	
1 4 8	ビデオアダプタ	
1 4 9	リモートコンピュータ	
1 5 1	L A N	
1 5 2	W A N	
1 5 3	ネットワークインターフェース	
1 5 4	モデム	
1 5 5	ホストアダプタ	
1 5 6	S C S I バス	
1 6 2	ストレージデバイス	40

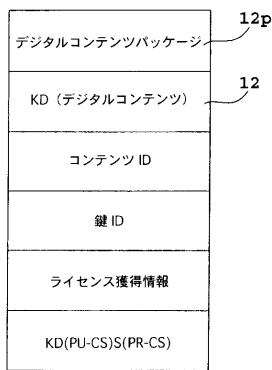
【図1】



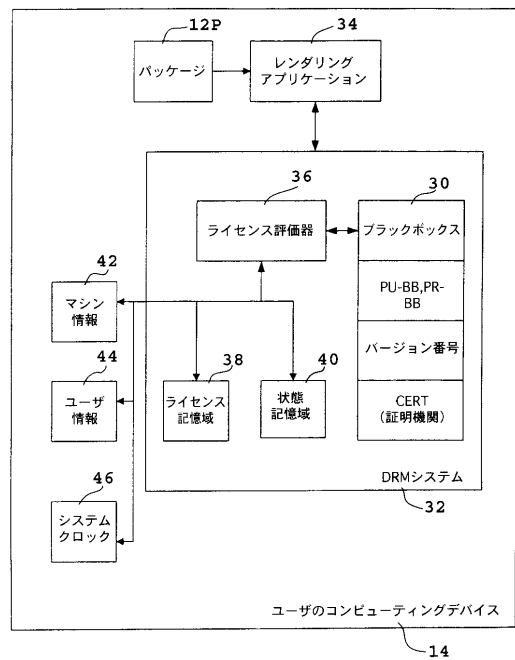
【図2】



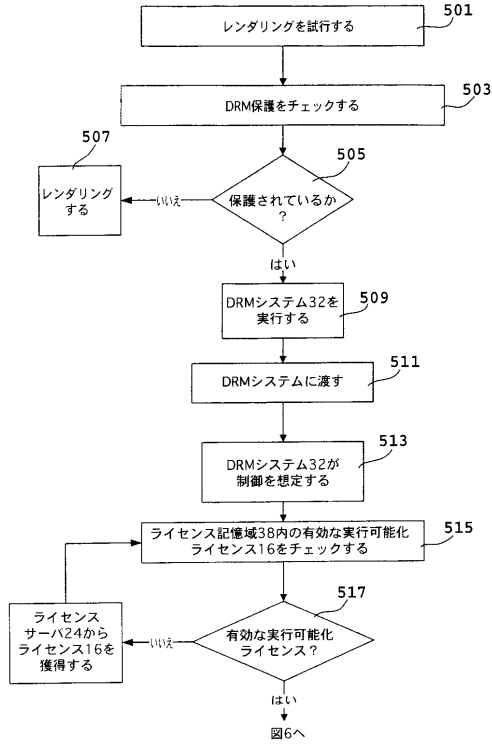
【図3】



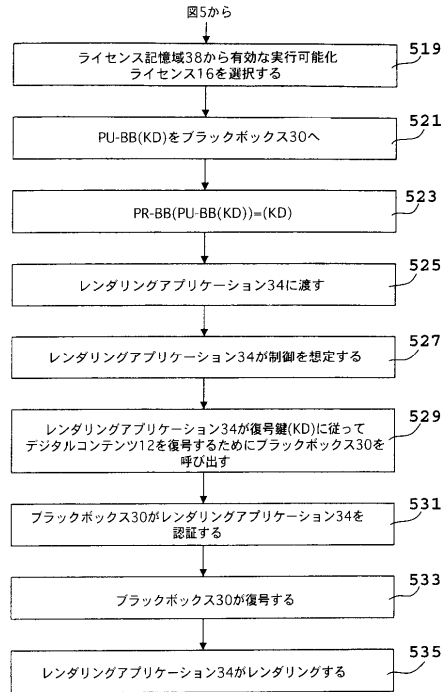
【図4】



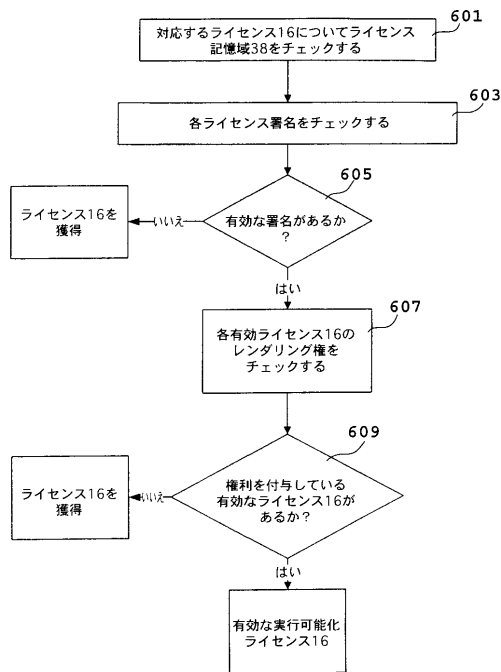
【図5】



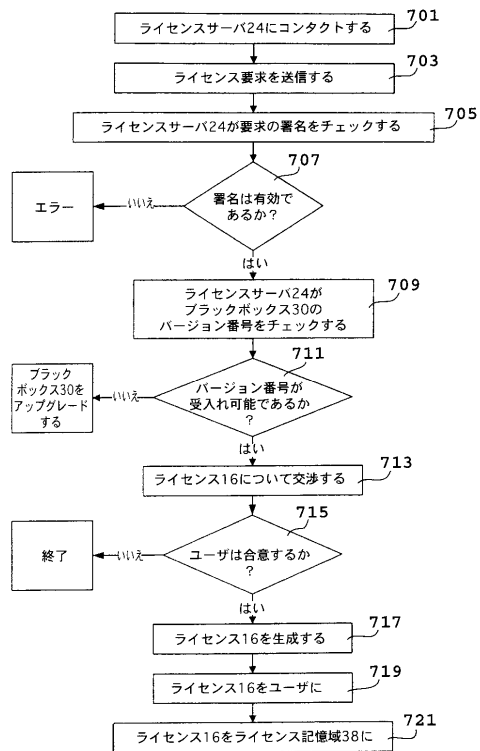
【図6】



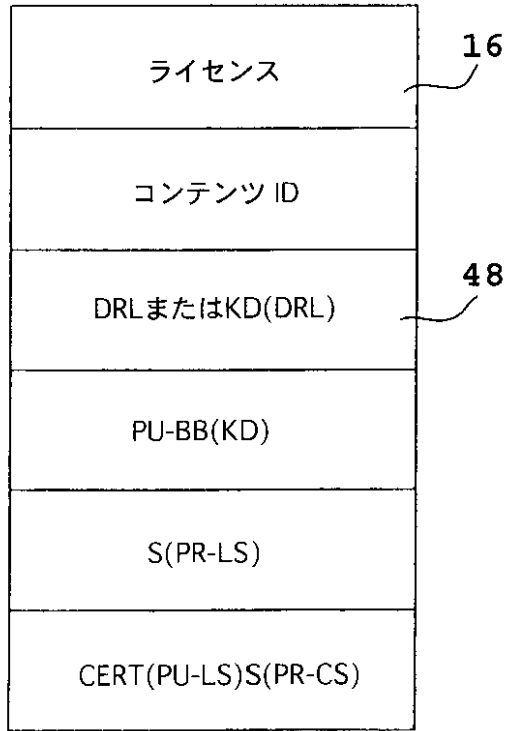
【図7】



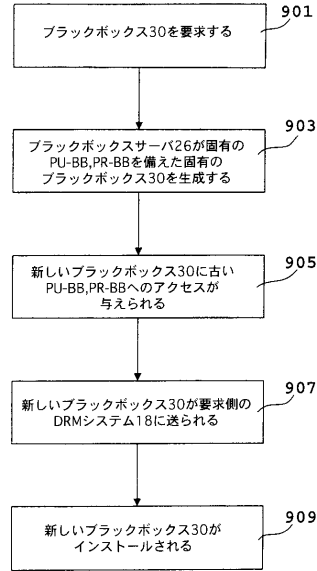
【図8】



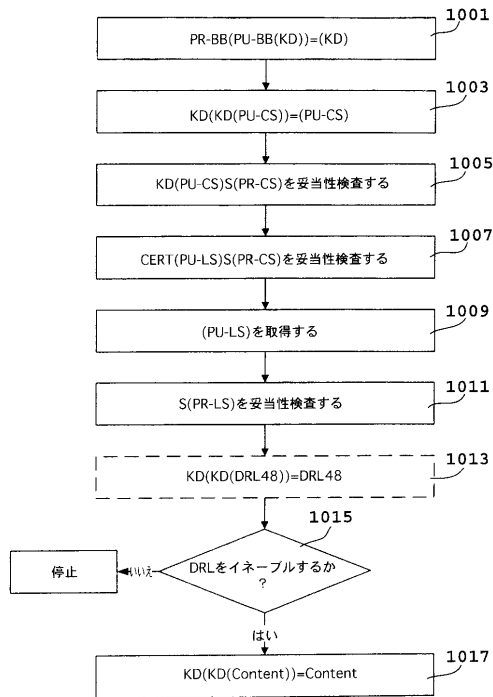
【図9】



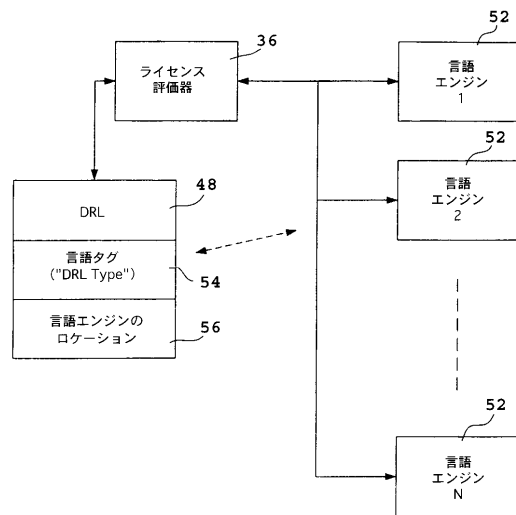
【図10】



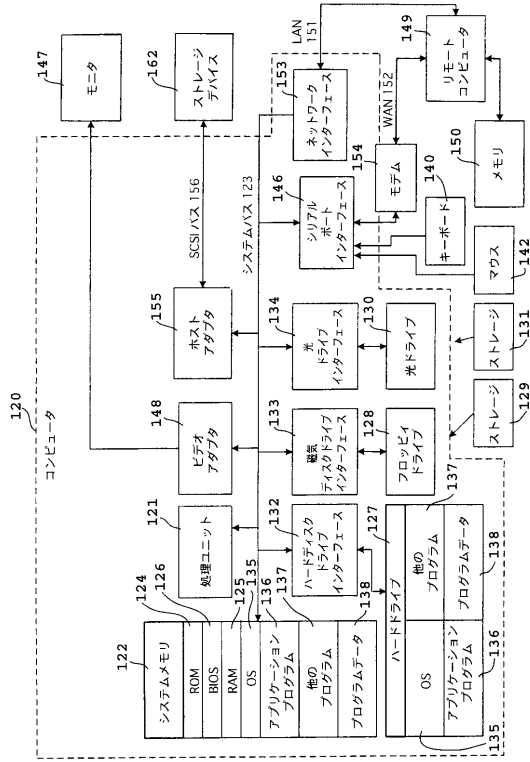
【図11】



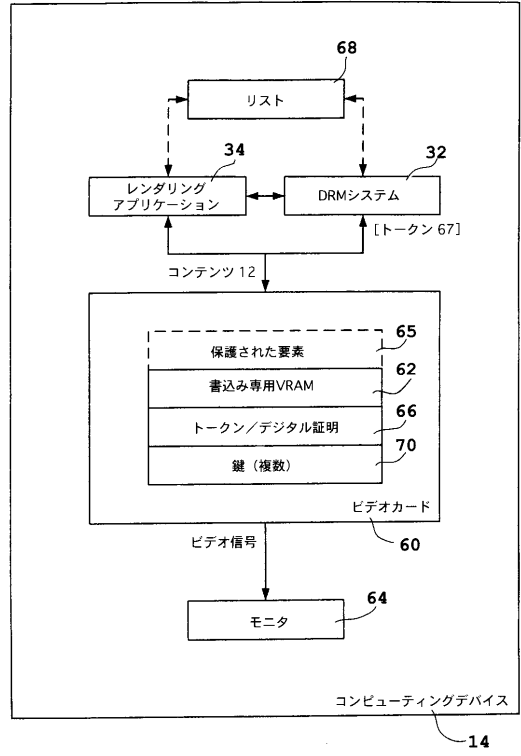
【図12】



【図13】



【図14】



フロントページの続き

- (72)発明者 ポール イングランド
アメリカ合衆国 98008 ワシントン州 ベルビュー ノースアップ ウェイ 16659
- (72)発明者 マーカス ビーネイド
アメリカ合衆国 98008 ワシントン州 ベルビュー 168 アベニュー ノースイースト
7
- (72)発明者 ムクンド サンカラナラヤン
アメリカ合衆国 98029 ワシントン州 イサコア サウスイースト 41 ストリート 2
5840

審査官 高橋 克

- (56)参考文献 特開平11-1110295(JP,A)
特開2000-069415(JP,A)
国際公開第96/027155(WO,A1)
国際公開第98/009209(WO,A1)
欧州特許出願公開第00715245(EP,A1)
SDMI Portable Device Specification Part 1 Version 1.0, Secure Digital Music Initiative
, 1999年 7月 8日

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
G06F 21